平成２２年度

グリーンスポーツセンター屋上防水改修工事

図　面　目　録		
番　号	図　面　名　称	縮　尺
	表紙・図面目録	
1	仕様書（そのⅠ）	
2	仕様書（そのⅡ）	
3	仕様書（そのⅢ）	
4	仕様書（そのⅣ）	
5	仕様書（そのⅤ）	
6	案内・配置図	1：200
7	既存１階平面図	1：100
8	既存２階平面・屋根伏図	1：100
9	既存立面図	1：100
10	既存断面図	1：100
11	既存矩計図（１）	1：20
12	既存矩計図（２）	1：20
13	既存矩計詳細図	1：20
14	改修図	1：100，1：20

株式会社　小林設計事務所

仕 様 書

Ⅰ 共通仕様

1.本共通仕様及び特記仕様に記載されていない事項は、「 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) 平成19年版」(以下「 改修標仕」という。) により、改修標仕に記載されていない事項は、「 国土交通省大臣官房管庁営繕部監修　公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 平成19年版」(以下「 標仕」という。) による。

2.改修標仕に用いられている用語を、次のとおり 読み替える。
(1)「 契約書」を「 三条市財務規則(平成17年5月1日 第40号) 別記(第190条関係) 建設工事請負基準約款」(以下「 約款」という。) に読み替える。
(2)「 監督職員」を「 監督員」に読み替える。
(3)「 特記仕様書」を「 特記仕様」に読み替える。

3.次の各号に該当する改修標仕の項目について、改修標仕の規定を別表に置き換えて適用する。
(1)1 章　1.1.2用語の定義の(1)、(12) 及び(18)
(2) 〃　1.4.2材料の品質の(a) 及び(b)
(3) 〃　1.4.4材料の検査等の(a)
(4) 〃　1.7.1工事検査の(b) 及び(d)

4.改修標仕の次の項目の規定は適用しない。
1 章　1.1.2　用語の定義の(21)
〃　1.7.2　技術検査

別　表(建築改修工事)

号	項　目	置 き 換 え 後 の 改 修 標 仕 の 規 定
	1 章　一般共通事項	
(1)	1.1.2　用語の定義	(1)「 監督員」とは、約款第10条の規定により 請負者に通知された者をいう。
		(12)「 書面」とは発行年月日が記載され、署名又は捺印した文書、及び新潟県CALSシステム上で電子決済処理された電磁的記録をいう
		(18)「工事検査」とは、約款に規定する次の各事項の確認をするために発注者又は検査職員が行う 検査をいい、工事の施工体制、施工状況、出来形、品質及び出来ばえの検査を含む。 (ただし、②に係る 検査を除く。) ①工事の完成(約款第32条) ②部分払の請求に係る 出来形部分又は部分払指定工事材料等(約款第38条) ③部分引渡しの指定部分に係る 工事の完成(約款第39条) ④契約の解除時における 出来形部分(約款第47条) ⑤必要があると認めたときの臨時検査(約款第48条)
(2)	1.4.2材料の品質等	(a)工事に使用する材料は、「 建築材料・設備機材等品質性能評価事業 建築材料等評価名簿(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) 契約時の最新版」の名簿に記載されている品目については、当該名簿に記載されている材料又は製造所の製品とするほか、設計図書に定める 品質及び性能を有する 新品とする。ただし、仮設に使用する材料は、新品でなくてもよい。
		(b)使用する材料が設計図書に定める 品質及び性能を有すること の証明となる 資料を、監督員に提出する。 ただし、ＪＩＳ又はＪＡＳのマーク表示のある材料を使用する場合及びあらかじめ監督員の承諾を受けた場合(次の(1)から(3)のいずれかに該当する材料を使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受けたとみなすことができる。) は、資料の提出を省略することができる。 (1)建築基準法その他の認定品で、マーク 等の確認ができる材料 (2)建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿に記載されている材料又は製造所の製品(特記で改修標仕及び標仕の規定に基づく 品質及び性能以外を規定した場合を除く。) (3)特記により 指定された材料又は製造者の製品
(3)	1.4.4　材料の検査等	(a)現場に搬入した材料は、種別ごとに監督員の検査を受ける。 ただし、次の(1)若しくは(2)に該当する場合またはあらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。 (1)工事完成検査時または工事写真で、ＪＩＳ若しくはＪＡＳのマークを確認できる場合 (2)建築基準法その他の認定品と 指定された材料で、工事完成検査時または工事写真で品質、性能を証明するマーク 等を確認できる場合
(4)	1.7.1　工事検査	(b)約款に規定する部分払を請求する 場合は、当該請求に係る出来形部分等の算出方法について監督員の指示を受けるものとする。 (d)(a)から(c)の通知に基づく 検査及び約款に規定する臨時検査、契約が解除された場合の検査は、発注者から 通知された検査日に検査を受ける。

Ⅱ 特記仕様

1.項目は、番号に ◯ 印の付いたものを適用する。
2.特記事項は、⊙印の付いたものを適用する。
⊙印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
⊙印と※印の付いた場合は、共に適用する。
3.特記事項の記載の[. .]内表示番号は、改修標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。
特記事項に記載の(. .)内表示番号は、標仕の当該項目、当該図または当該表を示す。
なお、(別 ・ ・)は「 標仕」別図及び別図2 の当該番号をを表す。
4. 製造所名は、五十音順とし「 株式会社」等の記載は省略する。また( ) 内は製品名を示す。

章	項　目	特　記　事　項
1 一般共通事項	1 工事実績情報の登録	※請負工事費2,500万円以上の場合、登録する [1.1.4]
	2 概成工期	※無し ・有(工期 平成 年 月 日) [1.2.1]
	3 内部の工事期間等	※着手 平成 年 月 日 ～ 終了 平成 年 月 日までとする。 ※次の作業は内部工事着手前に行える。ただし、着手日、作業箇所は施設及び監督員と 協議のうえ決定する。 ※外部足場組等の仮設工事 ※工場制作のための現場寸法調査 ・
	4 品質計画等	建築基準法に基づき 指定する 条件 [1.2.2] ・ 地区の区分に応じた 風速(Ｖo(m／sec)) ・３０ ・３２ ・ 地表面粗度区分 ・Ⅰ ・Ⅱ ・Ⅲ ・Ⅳ ・ 多雪地域の指定 積雪区分 建告示第１４５５号 別表( )
	5 監理技術者の要件	※次に掲げる 基準を全て満たす監理技術者を専任で配置できること。 1 建築工事の施工に関し、１０年以上の実務経験を有すること。 2 建築工事に係る監理技術者証を有するものであること。
	6 電気保安技術者	・要( ) ・不要 [1.3.3]
	⑦ 発生材の処理等	１０追加特記 8「 発生材の処理等」による。 [1.3.8]
	⑧ 特別な材料の工法	改修標仕及び標仕に記載されていない特別な材料の工法は、材料製造所の指定工法による。
	⑨ 施工数量調査の方法	目視及び打診(必要に応じて破壊) による調査を行い、監督員の立会いを 受ける。ただし、あらかじめ監督員が承諾した場合は、立会いを省略することができる。 [1.5.2]
	10 技能士	[1.6.2]

適用工事種別	技 能 検 定 の 職 種
防水改修工事	・ｱｽﾌｧﾙﾄ防水工事作業 ・合成ｺﾞﾑ系ｼｰﾄ防水工事作業 ⊙塗膜防水工事作業 ・ｼｰﾘﾝｸﾞ防水工事作業 ・左官 ・建築板金(内外装板金作業)
外壁改修工事	・左官 ・ﾀｲﾙ張り ・塗装(建築塗装作業) ・樹脂接着剤注入施工
建具改修工事	・ｻｯｼ施工 ・ｶﾞﾗｽ施工
内装改修工事	・建築大工 ・左官 ・表装(壁装作業) ・内装仕上げ施工(・ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ系仕上げ ・ﾎﾞｰﾄﾞ仕上げ ・鋼製下地工事) ・ﾀｲﾙ張り
塗装改修工事	・塗装(建築塗装作業)
耐震改修工事	・とび ・型枠施工 ・鉄筋施工
環境配慮改修工事	・防水施工(ｱｽﾌｧﾙﾄ防水工事作業) ・ｶﾞﾗｽ施工 ・造園
ﾌﾞﾛｯｸ、ALCﾊﾟﾈﾙ工事	・ﾌﾞﾛｯｸ建築 ・ＡＬＣﾊﾟﾈﾙ施工
石工事	・石材施工(石張り 施工)
	・

11 見本施工	※実施しない ・実施する( ) [1.6.5]	
12 化学物質の濃度測定	１０追加特記 9「 化学物質の濃度測定」による。 [1.6.6]	
13 完成図等	※下記のものを作成し 提出する。なお、作成方法等は、監督員の指示による。 ・案内図及び配置図 ・平面図 ・立面図 ・断面図 [1.8.1～1.8.3] ・仕上表 ・建物の保全に関する 説明書(取扱説明書を 含む。) ※原図 ※陽画複写図 部 ・ＣＡＤデータ	
14 施工図等の取扱	施工図等の著作権に係わる 当該建築物に限る 使用権は、発注者に委譲するものとする。	
15 工事完成写真	※同一箇所の改修前と 改修後が比較出来るように整理のうえ監督員に提出する。 ※提出部数 部	
16 工事施工状況写真	※工事施工状況写真の撮影は、工事に係る材料、施工及び品質管理の状況が確認できるように行うものとし、「 建設大臣官房官庁営繕部監修　工事写真の撮り方 改訂第2 版　建築編」を参考に、撮影計画書を作成して、監督員に提出する。 ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、撮影計画書の作成を省略できる。 ※提出部数 部	
17 設備工事との取合い	１０追加特記 7「 工事区分表」による。	

② 仮設工事

1	監督員事務所等	・監督員事務所 ・10 ・20 ・35 ・65 ・ ㎡程度を設ける。 [2.4.1] ・仮設事務所の中に監督員用空間を ㎡程度確保する。
②	監督員用備品等	監督員用備品として、下記のものを工事期間中常備する。 (2.3.1) ⊙保護帽 2 ケ~~(新潟県のシンボルマーク 及び新潟県を記入)~~ ・雨具 着 ・長靴 足 ・安全帯 組
③	工 事 用 水	構内既存の施設 ※利用できない ⊙利用できる(※有償 ・無償)
④	工 事 用 電 力	構内既存の施設 ※利用できない ⊙利用できる(※有償 ・無償)
⑤	仮 設 建 物 等	現場事務所、倉庫、下小屋等の仮設建物の位置はあらかじめ監督員の承諾を受ける。
⑥	外 部 足 場	外部足場は枠組足場とする。 足場を設置する場合は、「手すり 先行工法に関するｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ(厚生労働省 基発第0424001号 平成21年4月24日)」の「 手すり 先行工法等に関するｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ」により、「 働きやすい安心感のある 足場に関する 基準」に適合する手すり 、中さん及び幅木の機能を有する 足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「 手すり 先行工法による 足場の組立て等に関する 基準」の2 の(2) 手すり 据置方式又は(3) 手すり 先行専用足場方式により 行うこと。
⑦	内部仕上足場	⊙架台足場 ・枠組棚足場 ・ [2.2.1]
⑧	養生	既存部分の養生 ※ﾋﾞﾆｰﾙｼｰﾄ等 ・ [2.3.1] 既存家具等の養生 ※ﾋﾞﾆｰﾙｼｰﾄ等 ・ [2.3.1] 備品等の移動 [2.3.1] ※監督員の指示による 施設内移動とする。(対象備品の移動先は、図示による) ・行わない
9	仮設間仕切り	仮設間仕切り 等の種別 [2.3.2][表2.3.1]

種 別	下 地	仕上げ材(厚さ mm)	充填材(mm)	塗 装
・A種	※軽量鉄骨	※せっこうﾎﾞｰﾄﾞ(※9.5 ・)	厚さ( )	※無し
※B種	・木造	・合板(※9 ・)		・片面
・C種	単管	防炎シート		
仮設扉	※木製扉	合板張り 程度	・行う	※無し
	・		厚さ( )	・片面

③ 防水改修工事

①	施工数量調査	[1.5.2] 下記の調査結果について、施工方法、施工箇所、施工数量等をまとめた施工数量調査報告書を提出し、監督員の承諾を得て 施工する。 調査範囲 屋根、庇等の防水改修工事の対象となる 既存ｺﾝｸﾘｰﾄ面、ﾓﾙﾀﾙ面等 調査内容 ひび割れの幅及び長さを 屋根面等に図示する。 浮き部分、欠損部を 屋根面等に表示する。また、脆弱部を 調査する。 部分的な水はけ不良部や勾配不良の箇所を 屋根面等に表示する。
2	防水の保証等	※防水工事は、新潟県防水工事業協同組合員の施工とし、請負者は新潟県防水工事業協同組合と 連名の保証書を提出する。ただし、市が認めた場合は、組合員外の施工とすることができる。この場合は、請負者と 施工者との連名の保証書とする。

工 法 種 別	施 工 箇 所	保 証 期 間
・ 工法		１０年間
・ 工法		１０年間
・ 工法		１０年間

3	アスファルト防水	[3.1.4][表3.1.1][3.3.3][表3.3.3～表3.3.10]

防水改修工法の種類		施 工 箇 所	新規防水工法の種別
保護防水	・P1B		・B-1 ※B-2
	・P1BⅠ ・T1BⅠ		・BⅠ-1 ※BⅠ-2
	・P2AⅠ		・AⅠ-1 ※AⅠ-2
	・P2A		・A-1 ※A-2
露出防水	・MIC		・C-1 ※C-2
	・PCD ・MBD		・D-1 ※D-2
	・PCDⅠ ・MBDⅠ		・DⅠ-1 ※DⅠ-2 仕上げ塗料塗り ※有り(・ｼﾙﾊﾞｰ ・ｶﾗｰ) 使用量は製造所標準仕様
屋内防水	・P1E ・P2E		・E-1 ※E-2

アスファルトの種類 ※4 種 ・3 種 [3.2.2][3.3.2]

・二重ドレンの設置(・PCD工法 ・PCDⅠ工法) [3.2.5]
・既存露出防水層表面の仕上げ塗装の除去(MIC工法、MBDⅠ工法) [3.2.6]
・粘着層付改質ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ 厚さ(mm) ※1.5以上 ・ [3.3.2]
・改質ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ 厚さ(mm) ※3.0以上 ・ [3.3.2]
・断熱材(屋根保護又は露出防水断熱工法) [3.3.2]
厚さ(mm) ※25 ・
材質 ※Ａ種押出法ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ3種bｽｷﾝ層付き

乾式保護材の材料 [3.3.2]

種 類		寸法(mm) : 厚さ×幅	摘 要
・押出成型ｾﾒﾝﾄ板	※Ⅰ類	※15 ×	・無石綿に限る
(窯業系ﾊﾟﾈﾙ)	・Ⅱ種	・ ×	
・金属複合板		※12 ×	

4 改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄ防水 [3.1.4][表3.1.1][3.4.2][3.4.3][表3.4.1][表3.4.2][表3.4.3]

防水改修工法の種類		施工箇所	新規防水層の種別	シートの厚さ(mm)	
密着工法	・MIAS		・AS-1	下層用	※2.5以上 ・
				上層用	※3.0以上 ・
			・AS-2		※4.0以上 ・
			・AS-3		※3.0以上 ・
絶縁工法	・MIAS ・PONS		・AS-4	下層用	※2.5以上 ・
				上層用	※3.0以上 ・
			・AS-5		※4.0以上 ・
			・AS-6		※3.0以上 ・
断熱工法	・MIASI ・MIASI ・PONSI		・ASI-1	下層用	※2.0以上 ・
				上層用	※4.0以上 ・
			・ASI-2	下層用	※2.5以上 ・
				上層用	※3.0以上 ・

・二重ドレンの設置(PCS工法及びPONSI工法の場合) [3.2.5]
・既存露出防水層表面の仕上げ塗装の除去(MIAS工法及びMIASI工法) [3.2.6]
・断熱工法の断熱材の厚さ(mm) ・ 材質 ・ [3.4.2]
・下地に部分的に密着又は接着を行う 工法 ※製造所の標準仕様 ・ [3.4.4]

5 合成高分子系ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ防水 [3.1.4][表3.1.1][3.5.2][3.5.3][表3.5.1]

防水改修工法の種類	施 工 箇 所	新規防水層の種別(厚さ(mm))	備考 脱気装置	備考 二重ﾄﾞﾚﾝ
・PCS工法		・S-F1(※1.2 ・)	PCS工法	PCS工法
・S4S工法		・S-F2(※2.0 ・)	・設ける	・設ける
		・S-M(※1.5 ・)		
		・S-M2(※1.5 ・)		
		・S-MB(※1.2 ・)		
・S3S工法		・S-F1(※1.2 ・)	・設ける	
		・S-M2(※1.5 ・)		
・MIS工法		・S-M(※1.5 ・)		
		・S-M2(※1.5 ・)		
		・S-MB(※1.2 ・)		
断熱工法 ・PONSI ・S4SI		・SI-F1(※1.2 ・)	PONSI 工法	PONSI 工法
		・SI-F2(※2.0 ・)	・設ける	・設ける
		・SI-M(※1.5 ・)		
		・SI-M2(※1.5 ・)		
		・SI-MB(※1.2 ・)		
・S3SI		・SI-F1(※1.2 ・)	・設ける	
		・SI-F2(※2.0 ・)		
・MISI		・SI-M(※1.5 ・)		
		・SI-M2(※1.5 ・)		
		・SI-MB(※1.2 ・)		

仕上げ塗料塗り (S-F1,SI-F1,S-M,SI-Mの場合) ・ｼﾙﾊﾞｰ ・ｶﾗｰ
新規防水層の使用分類 ※非歩行 ・軽歩行

断熱工法の断熱材(原則としてオゾン層破壊物質を含まないものとする。) [3.5.3]
・架橋形発砲ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ 厚さ( ) mm
・押出法ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ3種b 厚さ( ) mm
PCｺﾝｸﾘｰﾄ部材下地 [3.5.4]
目地処理(接着工法) ※図示
入隅部の増張り (種別S-F1の場合) ・行う (幅 mm程度)

⑥ 塗膜防水 [3.1.4][表3.1.1][3.6.3][表3.6.1]

防水改修工法の種類	施 工 箇 所	新規防水層の種別	仕上げ塗料塗り
・PON		※X-1 ・X-2	・ｼﾙﾊﾞｰ
・L4X		・X-1 ・X-2	⊙カラー
⊙ウレタンゴム系	・1～6※B～D通り 間	⊙X-1 ⊙X-2	

・二重ドレンの設置(PONI工法の場合) [3.2.5]
・既存塗膜防水層表面仕上げ塗装の除去(L4X工法の場合) [3.2.6]

⑦ 脱気装置 [3.3.3][表3.3.8][3.4.3][表3.4.2][3.5.3][3.6.3]

種 類	材 料
⊙平面部脱気型	※製造所標準仕様(立上り型) ・ｽﾃﾝﾚｽ製 ⊙ｱﾙﾐ製又はｱﾙﾐ鋳物
・立上り部脱気型	※製造所標準仕様

※設置数量は製造所指定数量による。

⑧ シーリング [3.1.4][表3.1.2][3.7.4～7]

改修工法の種類	施 工 箇 所
・ｼｰﾘﾝｸﾞ充填工法	
⊙ｼｰﾘﾝｸﾞ再充填工法	図示に依る。
・拡幅ｼｰﾘﾝｸﾞ再充填工法	
・ﾌﾞﾘｯｼﾞ工法	

・ﾎﾞﾝﾄﾞﾌﾞﾚｰｶｰ剤 及びｴｯｼﾞﾝｸﾞ材張り (ﾌﾞﾘｯｼﾞ工法の場合) [3.7.7]

ｼｰﾘﾝｸﾞ材の種類及び施工箇所 [3.7.2][表3.7.1]
※下表以外は、改修標仕表3.7.1を標準とする

施 工 箇 所	ｼｰﾘﾝｸﾞ材の種類(記号)
⊙トップライト廻り	変成シリコーン系(MS-2)

接着性試験 [3.7.8]
※簡易接着性試験 ・引張接着性試験(対象施工部位)
・行わない

株式会社 小林設計事務所
新潟県三条市南新保15番7号 TEL 0256 (32) 6237 (代)
一級建築士事務所 ㈱小林設計事務所 知事登録番号 (ヌ) 第536号 一級建築士 (大臣) 登録番号 第187261号 藤 澤 一 雅

TITLE グリーンスポーツセンター屋上防水改修工事
SUBJECT 仕様書(その1)
DATE 平成23年 2月
SCALE －
(現況) (石井) (石井)
(変) 構 外 No. 1
電 機

3 防水改修工事

8 シーリング

撤去既存ｼｰﾘﾝｸﾞの処理
事前調査等　・行う（下記の要領で分析する）　・行わない
現場においてｻﾝﾌﾟﾙを採集し、専門分析機関で分析を行う。
採取箇所　※外壁目地　・建具周囲目地　・図示
採取個所数　・部材が異なる毎に1箇所　・図示

分析により PCBの含有が確認された場合は、下記により施工調査等を行い、適切に処理を行う
調査範囲　※今回改修工事範囲全て　・図示
調査内容　ｼｰﾘﾝｸﾞ使用部位及び長さの確認
施工範囲と工事監理区分の確認
仮設計画
廃棄物等の搬出方法

9 とい

材種　[3.8.2][表3.8.1]
※配管用鋼管　・硬質塩化ﾋﾞﾆﾙ管　・ﾘｻｲｸﾙ硬質ポリ塩化ﾋﾞﾆﾙ発泡三層管
鋼管製といの防露　[3.8.3][表3.8.5]
※改修標仕表3.8.5による　・
たてどい受け金物の取付け　※図示　・標仕13.6.3(d)(2)による [3.8.3](13.6.3)

10 ｱﾙﾐﾆｳﾑ製笠木

ｵｰﾌﾞﾝ形式ｱﾙﾐﾆｳﾑ製笠木の種類　[3.9.2][3.9.3][表3.9.1]

種　類	板厚(mm)	表面処理及び色合い	固定間隔	下地補修
・100形	1.5以上	・A-1又はB-1種(無着色)	建築基準法に	※行う（図示）
・250形	1.6以上	・B-2種	基づく指定す	・行わない
・300形	1.8以上	・ブラウン系	る条件により	
・350形	2.0以上	・ブラック	定める	
		・ステンカラー		

板材折曲げ形ｱﾙﾐﾆｳﾑ笠木の取付工法
笠木の固定金具は改修標仕3.9.3(b)(1)とし、それ以外の取付方法は図示による。

4-1 外壁改修工事共通事項

1 施工数量調査　[1.5.2]

下記の劣化状況調査の結果について、施工方法、施工箇所、施工数量等をまとめた施工数量調査報告書を提出し、監督員の承諾を得て施工する。
調査範囲
仕上塗材仕上げの下地となる外壁、庇等の躯体ｺﾝｸﾘｰﾄ面、既存ﾓﾙﾀﾙ、ﾀｲﾙ等の面
調査内容
ひび割れの幅及び長さを壁面等に図示する。
ひび割れ部の挙動の有無、漏水の有無及び錆汁の流出の有無を調査する。
浮き部分を壁面に表示する。また、ﾓﾙﾀﾙの剥離・剥落など欠陥部分を調査する。
ｺﾝｸﾘｰﾄの表面の剥がれ及び剥落部を壁面に表示する。
仕上塗材等の劣化部分、剥落部等を壁面に表示する。
新規仕上塗材の美観に影響を与えるおそれのある段差部等を壁面に表示する。

2 外壁改修の保証等

※外壁改修工事(劣化状況調査、劣化部補修及び下地処理、ｼｰﾘﾝｸﾞ、仕上塗材仕上)は、新潟県外壁補修工事業協同組合員(以下、「組合員」という。)の施工とする。ただし、やむを得ない場合は、劣化部補修を組合員以外の施工とすることができる。その場合は、組合員の施工指示による。

※外壁改修工事について、請負者は新潟県外壁補修工事業協同組合と連名の保証書を提出する。　保証期間　１０年

4-2 コンクリート打放し仕上げ外壁改修工事

1 ひび割れ部改修工法

・樹脂注入工法　[4.1.4][4.3.4]

注入工法の種類	ひび割れ幅(mm)	注入口間隔(mm)	注入量(ml/m)
※自動式低圧ｴﾎﾟｷｼ	0.2以上～1.0以下	※200～300	※
樹脂注入工法		・	・
・手動式ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	0.2以上～0.3以下	※50～100	※40　・
	0.3超え～0.5以下	※100～200	※70　・
・機械式ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	0.5超え～1.0以下	※150～250	※130　・
		・	・

注入材料　[4.2.2]
※建築補修用注入ｴﾎﾟｷｼ樹脂(JIS A6024低粘度形又は中粘度形)
・
検査(ｺｱ抜取り)　[4.3.4]
※行わない
・行う　抜取り部の補修方法
※充填工法(・ｴﾎﾟｷｼ樹脂ﾓﾙﾀﾙ　・ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄﾓﾙﾀﾙ)　[4.3.7]

・Uｶｯﾄｼｰﾙ材充填工法　[4.1.4][4.2.2][4.3.5]

充填材料	種別	備考
・ｼｰﾘﾝｸﾞ材	※1成分形又は2成分形 ﾎﾟﾘｳﾚﾀﾝ系ｼｰﾘﾝｸﾞ材 ・	ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄﾓﾙﾀﾙの充填 ※行わない　・行う
・可とう性ｴﾎﾟｷｼ樹脂		

・ｼｰﾙ工法　[4.1.4][4.2.2][4.3.6]
ｼｰﾙ材料
・ﾊﾟﾃ状ｴﾎﾟｷｼ樹脂
・可とう性ｴﾎﾟｷｼ樹脂
※改修標仕4.3.6(b)(3)を「ﾌﾟﾗｲﾏｰを塗布したのち、ｼｰﾙ材をﾊﾟﾃへら等でｸﾗｯｸに押し込み、周囲と平滑に仕上げる。」と読み替える。

2 欠損部改修工法

※充填工法　[4.1.4][4.2.2][4.3.3][4.3.7]
充填材料
・ｴﾎﾟｷｼ樹脂ﾓﾙﾀﾙ
※ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄﾓﾙﾀﾙ
ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄﾓﾙﾀﾙの塗り厚が20mmを超える場合、または現状成形が不可能な場合は監督員と協議すること。

4-3 モルタル塗り仕上げ外壁改修工事

1 既存ﾓﾙﾀﾙ塗りの撤去

・行う（※全面　・図示の範囲）

2 ひび割れ部改修工法

・既存ﾓﾙﾀﾙ撤去工法(範囲は図示　撤去部分の補修は3．欠損部改修工法による)
・樹脂注入工法　[4.1.4][4.4.2][4.4.5]

注入工法の種類	ひび割れ幅(mm)	注入口間隔(mm)	注入量(ml/m)
※自動式低圧ｴﾎﾟｷｼ	0.2以上～1.0以下	※200～300	※
樹脂注入工法		・	・
・手動式ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	0.2以上～0.3以下	※50～100	※40　・
	0.3超え～0.5以下	※100～200	※70　・
・機械式ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	0.5超え～1.0以下	※150～250	※130　・
		・	・

注入材料　[4.2.2]
※建築補修用注入ｴﾎﾟｷｼ樹脂(JIS A6024低粘度形又は中粘度形)
・
検査(ｺｱ抜取り)　[4.3.4]
※行わない
・行う　抜取り部の補修方法
※充填工法(・ｴﾎﾟｷｼ樹脂ﾓﾙﾀﾙ　・ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄﾓﾙﾀﾙ)　[4.3.7]
・Uｶｯﾄｼｰﾙ材充填工法　[4.1.4][4.2.2][4.3.5][4.4.6]

充填材料	種別	備考
・ｼｰﾘﾝｸﾞ材	※1成分形又は2成分形 ﾎﾟﾘｳﾚﾀﾝ系ｼｰﾘﾝｸﾞ材 ・	ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄﾓﾙﾀﾙの充填 ※行わない　・行う
・可とう性ｴﾎﾟｷｼ樹脂		

3 欠損部改修工法

・充填工法　[4.1.4][4.2.2][4.3.7][4.4.8]
充填材料　※ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄﾓﾙﾀﾙ
・ﾓﾙﾀﾙ塗替え工法　[4.1.4][4.2.2][4.3.7][4.4.9]
塗替え材料　※改修標仕4.2.2(g)による
仕上げ厚又は全塗り厚が25mmを超える場合の処置
※ｽﾃﾝﾚｽ製ｱﾝｶｰﾋﾟﾝを縦横200mm程度の間隔に打ち込み、ｽﾃﾝﾚｽﾗｽ等を張る。
・図示
既製目地材　・適用する（形状　※図示　・　）　[4.2.2]

4 浮き部改修工法

ﾓﾙﾀﾙを撤去しない場合　[4.1.4][4.2.2][4.4.10]～[4.4.15][表4.4.3][表4.4.4]

改修工法の種類	ｱﾝｶｰﾋﾟﾝの本数(本/m²)		注入口の箇所数(箇所/m²)		充填量	注入量
	一般部	指定部	一般部	指定部	(箇所/ml)	(箇所/ml)
・ｱﾝｶｰﾋﾟﾝｸﾞ部分ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	※16 ・	※25 ・			※25 ・	
・ｱﾝｶｰﾋﾟﾝｸﾞ全面ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	※13 ・	※20 ・	※12 ・	※20 ・	※25 ・	※25 ・
・ｱﾝｶｰﾋﾟﾝｸﾞ部分ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄﾓﾙﾀﾙ注入工法	※13 ・	※20 ・	※12 ・	※20 ・	※25 ・	※50 ・
・	・	・	・	・	・	・

ｱﾝｶｰﾋﾟﾝ　[4.2.2]
材質　※ｽﾃﾝﾚｽSUS304、呼び径4mmの丸棒で全ﾈｼﾞ切り加工したもの
・

4-4 タイル張り仕上げ外壁改修工事

1 既存ﾀｲﾙ張りの撤去

・外壁ﾀｲﾙ張り全面　・図示の範囲
撤去範囲　※下地ﾓﾙﾀﾙまで　・張付けﾓﾙﾀﾙまで

2 ひび割れ部改修工法

改修箇所　※既存ﾀｲﾙ張り面
・既存ﾀｲﾙ撤去面(・ｺﾝｸﾘｰﾄ面　・ﾓﾙﾀﾙ面)
・樹脂注入工法　[4.1.4][4.2.2][4.3.4][4.4.5]

注入工法の種類	ひび割れ幅(mm)	注入口間隔(mm)	注入量(ml/m)
※自動式低圧ｴﾎﾟｷｼ	0.2以上～1.0以下	※200～300	※
樹脂注入工法		・	・
・手動式ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	0.2以上～0.3以下	※50～100	※40　・
	0.3超え～0.5以下	※100～200	※70　・
・機械式ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	0.5超え～1.0以下	※150～250	※130　・
		・	・

注入材料　[4.2.2]
※建築補修用注入ｴﾎﾟｷｼ樹脂(JIS A6024低粘度形又は中粘度形)
・
検査(ｺｱ抜取り)　[4.3.4]
※行わない
・行う　抜取り部の補修方法
※充填工法(・ｴﾎﾟｷｼ樹脂ﾓﾙﾀﾙ　・ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄﾓﾙﾀﾙ)　[4.3.7]
・Uｶｯﾄｼｰﾙ材充填工法　[4.1.4][4.2.2][4.3.5][4.4.6]

充填材料	種別	備考
・ｼｰﾘﾝｸﾞ材	※1成分形又は2成分形 ﾎﾟﾘｳﾚﾀﾝ系ｼｰﾘﾝｸﾞ材 ・	ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄﾓﾙﾀﾙの充填 ※行わない　・行う
・可とう性ｴﾎﾟｷｼ樹脂		

3 欠損部改修工法

・ﾀｲﾙ部分張替え工法　[4.1.4][4.5.7]
接着材の種類　[4.2.2]
※ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄﾓﾙﾀﾙ
・ﾀｲﾙ張替え用ｴﾎﾟｷｼ樹脂
・ｳﾚﾀﾝ樹脂及びｼﾘｺﾝ樹脂
・ﾀｲﾙ張替え工法　[4.1.4][4.5.8]
伸縮調整目地及び、ひび割れ誘発目地　[4.5.8][表4.5.1]
位置　※改修標仕表4.5.1による　・図示

4 浮き部改修工法

ﾀｲﾙを撤去しない場合　[4.1.4][4.2.2][4.4.10]～[4.4.15][表4.4.3][表4.4.4]

改修工法の種類	ｱﾝｶｰﾋﾟﾝの本数(本/m²)		注入口の箇所数(箇所/m²)		充填量	注入量
	一般部	指定部	一般部	指定部	(箇所/ml)	(箇所/ml)
・ｱﾝｶｰﾋﾟﾝｸﾞ部分ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	※16 ・	※25 ・			※25 ・	
・ｱﾝｶｰﾋﾟﾝｸﾞ全面ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	※13 ・	※20 ・	※12 ・	※20 ・	※25 ・	※25 ・
・ｱﾝｶｰﾋﾟﾝｸﾞ部分ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄﾓﾙﾀﾙ注入工法	※13 ・	※20 ・	※12 ・	※20 ・	※25 ・	※50 ・
・	・	・	・	・	・	・

ｱﾝｶｰﾋﾟﾝ　[4.2.2]
材質　※ｽﾃﾝﾚｽSUS304、呼び径4mmの丸棒で全ﾈｼﾞ切り加工したもの
・

5 陶磁器質ﾀｲﾙ張り

ﾀｲﾙの種類　[4.2.2][4.5.7][4.5.8]

施工場所	形状寸法(mm)	きじ			うわぐすり		役物		色		備考
		磁器	せっ器	陶器	施釉	無釉	あり	なし	標準	特注	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	

備考欄に記載された商品名等は、品質の程度を示すための参考商品名である。
役物：標準の立曲がり（小口、標準、二丁、屏風）の役物は一体成形とする
ﾀｲﾙの見本焼き　※行わない　・行う　[4.2.2]

壁ﾀｲﾙ張りの工法　[4.5.8][表4.5.3]
外装ﾀｲﾙ　・密着張り　・ﾏｽｸ張り
ﾀｲﾙの試験張り　※行わない　・行う　[4.2.2]

6 目地改修工法

・目地ひび割れ部改修工法　[4.1.4][4.5.16]
・伸縮目地改修工法　[4.1.4][4.5.16]
ｼｰﾘﾝｸﾞ材　種類　※改修標仕表3.6.1による　[3.6.2][表3.6.1]

4-5 塗り仕上げ外壁改修工事

1 既存塗膜等の除去及び下地処理

既存塗膜劣化部の除去、下地処理の工法　[4.6.3][表4.6.1～表4.6.4]

工法	処理範囲	下地ひび割れ部等の補修
・ｻﾝﾀﾞｰ工法	※既存仕上げ面全体　・	・ひび割れ部改修工法
※高圧水洗工法	※既存仕上げ面全体　・	・浮き部改修工法
高圧水洗浄は、30MPa以上の加圧力で、ﾉｽﾞﾙを壁面に直角に し、壁から50cm以内の距離を保ちながら行う。		・欠損部改修工法
・塗膜はく離剤工法	※既存仕上げ面全体　・	
・水洗い工法	※上記処理範囲以外の既存仕上面全体 ・	

2 下地調整剤

※下地調整塗材　[4.2.2][4.6.3]
・ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄﾓﾙﾀﾙ
・防水形仕上げ塗材主材

3 仕上げ塗材仕上げ

種類、仕上げの形状、工法　[4.1.4][4.2.2][表4.2.3][表4.2.4]

種類	呼び名	仕上げの形状
・薄付け仕上塗材	・外装薄塗材E	・砂壁状　・着色骨材砂壁状
	・	
・複層仕上塗材	・複層塗材EC	・ゆず肌状　・凸部処理　・凹凸模様
	・複層塗材E	耐候性　※耐候形3種　・耐候形2種
	・複層塗材RE	上塗材
	・複層塗材RS	溶媒　※水系　・溶剤形
	※防水形複層塗材E	樹脂　※ｱｸﾘﾙ系　・ﾎﾟﾘｳﾚﾀﾝ系
	・防水形複層塗材RS	外観　※つやあり　・つやなし　・ﾒﾀﾘｯｸ
	・	防水形の増塗材　※行う

防火材料　・建築基準法に基づく指定又は認定を受けた材料とする。　[4.2.2]

5 建具改修工事

1 改修工法　[5.1.3]

改修工法	適用箇所
・かぶせ工法	※建具表による
・撤去工法	※建具表による

2 見本の製作等

・特殊な建具の仮組（建具番号　）　[5.1.5]

3 防犯建物部品

※適用する（適用部品及び適用位置は図示による）　[5.1.7]

4 ｱﾙﾐﾆｳﾑ製建具

外部に面する建具の性能等級　[5.2.2][5.2.4][表5.2.1]

種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み(mm)	施工箇所
・A種	S－4	※A－3	※W－4	※70	
※B種	S－5	・	・	・	
・C種	S－6	A－4	W－5	100	

表面処理　[5.2.4][表5.2.2]

施工箇所	種別	色合い等
外部建具	※B－1種	無着色
	・B－2種	標準色(※ﾌﾞﾗｳﾝ系　・ﾌﾞﾗｯｸ　・ｽﾃﾝｶﾗｰ)
	・	・
内部建具	※C－1種又はB－1種	無着色
	・C－2種又はB－2種	標準色(※ﾌﾞﾗｳﾝ系　・ﾌﾞﾗｯｸ　・ｽﾃﾝｶﾗｰ)

5 網戸

防虫網　[5.2.3]
網の種別　※合成樹脂製　・ｶﾞﾗｽ繊維入り合成樹脂製　・ｽﾃﾝﾚｽ(SUS316)製
形式　・外部可動式　・固定式　・図示

6 鋼製建具（標準型鋼製建具を含む）

簡易気密扉の簡易気密型ﾄﾞｱｾｯﾄ性能値　[5.3.2][5.3.6][表5.3.1]
※適用する（適用箇所は建具表による）
外部に面する建具の耐風圧性　[5.3.2][5.3.6][表5.2.1]
・S－4　・S－5　・S－6

6 鋼製建具（標準型鋼製建具を含む）

鋼板類の厚さ（1枚戸の有効開口幅950mm又は有効高さ2,100mmを超える場合）
※下表以外は表5.3.2による　[5.3.4][表5.3.2]

区分		使用箇所	厚さ(mm)
窓	枠類	外部の下枠、水切り板	2.3
出入口	枠類	外部に面するｽｲﾝｸﾞﾄﾞｱの建具	2.3
	戸	中骨	2.3

・図示

7 鋼製軽量建具（標準型鋼製軽量建具を含む）

簡易気密型ﾄﾞｱｾｯﾄの性能値の適用は建具表による　[5.4.2][5.4.6]

8 ｽﾃﾝﾚｽ製建具

簡易気密型ﾄﾞｱｾｯﾄの性能値の適用は建具表による　[5.3.2][5.5.2][表5.3.1]
外部に面する建具の耐風圧性　[5.3.2][5.5.2][表5.2.1]
・S－4　・S－5　・S－6

9 木製建具

かまち戸の樹種　かまち(　)　鏡板(　)（16.6.2）
ふすまの上張り　※新鳥の子又はﾋﾞﾆﾙ紙程度　・鳥の子　（表16.6.3）

10 建具用金具

ﾏｽﾀｰｷｰ　※製作する(　本)　・製作しない　[5.6.4]
錠札数量　・錠前1組に2枚とする　・錠前1組に　枚とする

11 自動ﾄﾞｱ開閉装置

自動ﾄﾞｱの開閉機構　[5.7.3][表5.7.3]

開閉方法	センサーの種類
※ｽﾗｲﾃﾞｨﾝｸﾞﾄﾞｱ	・ﾏｯﾄｽｲｯﾁ　・電子ﾏｯﾄｽｲｯﾁ　・ﾀｯﾁｽｲｯﾁ　※光線ｽｲｯﾁ
・ｽｲﾝｸﾞﾄﾞｱ	・音波ｽｲｯﾁ　・ﾍﾟﾀﾞﾙｽｲｯﾁ　・熱線ｽｲｯﾁ　・光電ｽｲｯﾁ
	・押しﾎﾞﾀﾝｽｲｯﾁ　・多機能便所ｽｲｯﾁ

凍結防止措置　※行わない　・行う（　）　[5.7.3]

12 自閉式上吊り引戸装置

※適用する（適用建具及び適用位置は図示による）　[5.8.1]

13 重量ｼｬｯﾀｰ

外部に面するｼｬｯﾀｰの耐風圧強度(　) N/m²　[5.9.2]
開閉機能　※上部電動式(手動併用)　・上部手動式　[5.9.2][表5.9.1]
危害防止装置　※障害物感知装置(自動閉鎖型)　[5.9.2]
一般重量ｼｬｯﾀｰのｼｬｯﾀｰｹｰｽ　※設ける　・設けない　[5.9.2]

14 軽量ｼｬｯﾀｰ

開閉形式　※手動式　・上部手動式(手動併用)　[5.10.12][表5.10.1]
外部に面するｼｬｯﾀｰの耐風圧強度(　) N/m²　[5.10.2]
ｽﾗｯﾄ　厚さ(mm)　・0.5　・0.6　・0.8　・1.0　[表5.10.2]
材質　※塗装溶融亜鉛めっき鋼板又は鋼帯　[5.10.3]
形状　※ｲﾝﾀｰﾛｯｷﾝｸﾞ形　・ｵｰﾊﾞｰﾗｯﾋﾟﾝｸﾞ形　[5.10.4]
ｶﾞｲﾄﾞﾚｰﾙ等　※鋼板製　・ｽﾃﾝﾚｽ製SUS304(厚さ1.5mm)　[表5.10.2]
ｼｬｯﾀｰｹｰｽ　厚さ(mm)　・0.4　・0.8　[表5.10.2]

14 ｵｰﾊﾞｰﾍｯﾄﾞﾄﾞｱ

[5.11.2][5.11.3][表5.11.1]

セクション材料	開閉方式	収納形式	ｶﾞｲﾄﾞﾚｰﾙ
※ｽﾁｰﾙﾀｲﾌﾟ	※ﾊﾞﾗﾝｽ式	・ｽﾀﾝﾀﾞｰﾄﾞ形	・溶融亜鉛めっき鋼板
・ｱﾙﾐﾆｳﾑﾀｲﾌﾟ	・ﾁｪｰﾝ式	・ﾛｰﾍｯﾄﾞ形	※ｽﾃﾝﾚｽ鋼板(SUS304)
・ﾌｧｲﾊﾞｰｸﾞﾗｽﾀｲﾌﾟ	・電動式	・ﾊｲﾘﾌﾄ形	
		・ﾊﾞｰﾁｶﾙ形	

耐風圧性能による区分　・５０　・７５　・１００　・１２５　[5.11.2]

15 ｶﾞﾗｽ

下記以外は、建具表による　[5.12.2]
・合わせｶﾞﾗｽ
特性による種類　※　Ⅱ-1類
・強化ｶﾞﾗｽ

材料板ｶﾞﾗｽによる種類	特性による種類
・ﾌﾛｰﾄ強化ｶﾞﾗｽ	Ⅲ類(曲面はⅠ類)
・型板ｶﾞﾗｽ	

・熱線吸収板ｶﾞﾗｽ

材料板ｶﾞﾗｽによる種類	色調
・熱線吸収ﾌﾛｰﾄ板ｶﾞﾗｽ	・ﾌﾞﾙｰ　・ｸﾞﾚｰ　・ﾌﾞﾛﾝｽﾞ　・ｸﾞﾘｰﾝ
・熱線吸収網入り磨き板ｶﾞﾗｽ	

・複層ｶﾞﾗｽ

品質	断熱性、日射遮へい性による区分
・断熱複層ｶﾞﾗｽ	※U3－1　・U3－2
・日射熱遮へい複層ｶﾞﾗｽ	・E4　・E5

・熱線反射板ｶﾞﾗｽ

品質	反射皮膜面	材料板ｶﾞﾗｽの種類	映像調整
※熱線反射ｶﾞﾗｽ	※内面　・外面	・ﾌﾛｰﾄ板ｶﾞﾗｽ	※行わない
・高性能熱線反射ｶﾞﾗｽ	・内面	・熱線吸収ﾌﾛｰﾄ板ｶﾞﾗｽ	・行う
		・強化ｶﾞﾗｽ	
		・倍強度ｶﾞﾗｽ	

・倍強度ｶﾞﾗｽ

材料板ｶﾞﾗｽによる種類の名称	色調
※ﾌﾛｰﾄ倍強度ｶﾞﾗｽ	
・熱線吸収倍強度ｶﾞﾗｽ	・ｸﾞﾚｰ　・ﾌﾞﾙｰ　・ﾌﾞﾛﾝｽﾞ　・

16 ｶﾞﾗｽ留め材

[5.12.2][表3.7.1]

建具の種類	種類
ｱﾙﾐﾆｳﾑ製	・ｼｰﾘﾝｸﾞ材　※ｶﾞｽｹｯﾄ(FIX部はｼｰﾘﾝｸﾞ材)
鋼製及び軽量鋼製	※ｼｰﾘﾝｸﾞ材
ｽﾃﾝﾚｽ製	※ｼｰﾘﾝｸﾞ材

ただし、防火区画等に用いる場合は建築基準法に基づく規定に定められたもの又は、認定を受けた条件による。

三条市

株式会社　小林設計事務所
新潟県三条市南新保15番7号　TEL 0256（32）6237（代）
一級建築士事務所　㈱小林設計事務所 知事登録番号（ヌ）第536号　一級建築士（大臣）登録番号　第187261号　藤澤一視

TITLE　グリーンスポーツセンター屋上防水改修工事
SUBJECT　仕様書（そのⅡ）
SCALE　－
DATE　平成２３年　２月
原図　写図　転写
意匠　構造　外構　電気　機械
No.　2

5 建具改修工事

17 ガラスブロック積み　ガラスブロック　[5.12.5]

寸法(mm)		表面形状		性能等	
呼び寸法	厚さ	色調	パターン	防火性能	耐火性能
		※クリア ・		※無し ・	※無し ・

壁用金属枠及び補強材

壁用金属枠の種類	規格及び補強材等
※アルミニウム製 ・	・標仕16.2.3のｱﾙﾐﾆｳﾑ製建具の材料による ・

化粧目地モルタルの色　※モルタル色　・

シーリング材料

下表以外は改修標仕表3.7.1による　[5.12.5][3.7.2][表3.7.1]

被着体の組合せ	シーリング材の種別	
	記号　主成分による区分	耐久性による区分

ただし、防火区画等に用いる場合は建築基準法に基づく規定に定められたもの又は、認定を受けた条件による。

18 ガラス用フィルム

名称	種類	張り面	性能値
※ｶﾞﾗｽ飛散防止ﾌｨﾙﾑ	第2種	※内張り　・外張り	飛散防止率　D1
・			

品質　JIS A 5759による

6 内装改修工事

1 基本要求品質　(20.1.2)

特記以外の建物内部に使用する内装改修工事の既製品等の品質、又は製品を構成する材料のﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞの放散量はF☆☆☆☆を基本とする。なお、該当する材料等がない場合において、F☆☆☆☆以外の材料等を使用する場合は監督員の承諾を受けること。

2 改修範囲
- 既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井、壁、床の改修範囲　[6.1.3]
  - ※壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う
  - 図示の範囲
- 天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井の改修範囲　[6.1.3]
  - ※壁面より両側600mm程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う
  - 図示の範囲
- 天井の撤去に伴う取合部の壁面の改修　[6.1.3]
  - ※既存のまま
  - 図示の範囲

3 既存床の撤去並びに下地補修
- ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ等の撤去　[6.2.2]
  - ※行わない
  - 行う(※仕上げ材のみ(接着剤とも)　・下地ﾓﾙﾀﾙとも(※図示の範囲))
- 合成樹脂塗り床の材の除去工法　[6.2.2]
  - 機械的除去工法
  - ※目荒し工法

改修後の床の清掃範囲　※改修箇所の室内　・　[6.2.2]

4 施工数量調査　[1.5.2]

下記の調査結果について、施工方法、施工箇所、施工数量等をまとめた施工数量調査報告書を提出し、監督員の承諾を得て施工する。
- 内部床、壁、天井等の改修後に見え掛りとなる既存のｺﾝｸﾘｰﾄ、ﾓﾙﾀﾙ、ﾀｲﾙ、ﾌﾟﾗｽﾀｰ、ﾎﾞｰﾄﾞ等の面
  - 調査内容
    - ひび割れの幅及び長さを壁面等に図示する。
    - ﾓﾙﾀﾙ、ﾀｲﾙ、ﾌﾟﾗｽﾀｰの浮き部分を壁面に表示する。また、ﾓﾙﾀﾙの欠陥部分(ﾓﾙﾀﾙ目地を含む。)を調査する。
    - 仕上材の欠損部、腐朽部、脆弱部を壁面に表示する。
- ｶﾊﾞｰ工法による床・壁・天井改修箇所の下地材
  - 調査内容
    - 既存下地材の不陸、脆弱部、欠損部を調査する。
    - 天井下地組の強度、腐朽状況を調査する
- 改修工事後も使用する建具(枠、額縁を含む。)
  - 調査内容
    - 建具の建付け状況、建具金物の不具合の有無、仕上げ材の欠損部、腐朽部を調査する。
- 設備工事及び既存部分と改修部分との取合い部の整合を調査する。
- 造り付けの実験台、作業台、流し及び黒板等で監督員が指示したものについて、欠陥部分不具合の有無を調査する。

5 既存壁の撤去並びに下地補修　間仕切壁撤去に伴う他の構造体の補修　[6.3.2][4.4.9]
- ※図示
- [4.4.9]ﾓﾙﾀﾙ塗替え工法
  - 仕上げ厚又は全塗厚が25mmを超える場合の処置
    - ※ステンレス製ｱﾝｶｰﾋﾟﾝを縦横200mm程度の間隔に打ち込み、ｽﾃﾝﾚｽﾗｽ等を張る。
    - 図示

6 木下地等　木材の品質　[6.5.2][表6.5.2][6.5.3]
- 改修標仕表6.5.4による
- 改修標仕表6.5.4によるほか、樹種のうちすぎは「越後杉ブランド」を使用する。
- 代用樹種を適用しない箇所(　　)

保存処理木材の適用箇所は改修標仕6.5.3(a)(2)による

7 集成材　[6.5.2]

品名	規格・品質	芯材の樹種	化粧単板の樹種
※集成材	※一般材	※たも・なら・しおじ	
・構造用集成材	※1級・2級	・	
・造作用集成材	※1級・2級	・	
・化粧ばり造作用集成材	※1級・2級	・	

8 接着剤　大工工事に使用する接着剤に含まれる可塑剤は、難揮発性とする。　[6.5.2]

9 防腐・防蟻処理　防腐処理　※行う(適用範囲　※改修標仕6.5.2(h)(3)による　・図示)　[6.5.2]

防蟻処理　・行う(適用範囲　　)　[6.5.2]

防腐・防蟻剤は、ｸﾛﾙﾋﾟﾘﾎｽ等を含まない非有機リン系の表面処理用木材保存剤とし、種類及び品質等が確認できる資料を監督員に提出し承諾を受ける。

防腐・防蟻処理の方法

工場における加圧式とし、十分に乾燥を行う。

ただし、現場における加工が生じた場合には、加工した箇所に対し、現場にて表面処理用木材保存剤を塗布することとする。

10 軽量鉄骨天井下地　屋外の場合の形式及び寸法　[6.6.3][表6.6.2]

※下表以外は、改修標仕6.6.3及び表6.6.2による

下地材の間隔(mm)			施工箇所
野縁受、吊りﾎﾞﾙﾄ、ｲﾝｻｰﾄ		野縁	
中央部	周辺部		

ただし、建築基準法に基づき指定する条件により、定まる風圧力に対応した工法を改修標仕1.2.[施工計画書]による品質計画で定める。

既存の埋込ｲﾝｻｰﾄ　・使用する　・使用しない　[6.6.4]

あと施工ｱﾝｶｰの引抜き試験　・行う　・行わない　[6.6.4]
- 屋外の場合の試験
  - 荷重　・400N　・
  - 箇所数　・当該階において3箇所程度　・図示

屋外の天井の補強　※図示　・改修標仕6.6.4(h)による　[6.6.4]

11 ビニル床シート張り　[6.8.2][6.8.3]

種類	JISの記号	色柄	厚さ(mm)
※発泡層のないもの	※NC　・	※無地　・ﾏｰﾌﾞﾙ柄	※2.5
・発泡層のあるもの		※柄物　・無地	

工法　※熱溶接工法　・突付け(施工箇所　　)　[6.8.3]

12 ビニル床タイル張り　[6.8.2]

種類	JISの記号	厚さ(mm)	備考
※ｺﾝﾎﾟｼﾞｼｮﾝﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ(半硬質)	CT	※2.0	
・ｺﾝﾎﾟｼﾞｼｮﾝﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ(軟質)	CTS	・	
・ﾎﾓｼﾞﾆｱｽﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ	HT	・	
・置敷きﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ	HTL	・	

13 帯電防止床ﾀｲﾙ張り　[6.8.2]

種類	厚さ(mm)	性能
・ｺﾝﾎﾟｼﾞｼｮﾝﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ	※2.0　・	体積抵抗値(JIS K 6911による)
・ﾎﾓｼﾞﾆｱｽﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ	※4.0又は4.5	1.0×10^{9} Ω以下、又は、
・	・	漏洩抵抗値(JIS A 1454による)
・	・	1.0×10^{10} Ω未満

14 誘導用、注意喚起用床材　視覚障害者用ﾀｲﾙ　[6.8.2]

適用箇所	種類	寸法(mm)	形状
屋内	・塩化ﾋﾞﾆﾙ系	※300×300　・	ﾌﾞﾛｯｸﾊﾟﾀｰﾝ
	・ﾚｼﾞﾝｺﾝｸﾘｰﾄ系	※300×300　・	JIS T 9251
	・磁器又はせっ器ﾀｲﾙ	・	による
屋外	・ｺﾝｸﾘｰﾄ系	※300×300×60・300×300×30	色彩は黄色とする
	・磁器又はせっ器ﾀｲﾙ	・	

15 ビニル幅木　高さ(mm)　※60　・75　・100　[6.8.2]

16 カーペット敷き　防炎性能は、消防法で定める防炎性能を有し、消防庁長官の防炎表示の登録を受けたものとする。　[6.9.2]
- 織じゅうたん　[6.9.2][6.9.3][表6.9.1][表6.9.4]

種別	織り方	パイル形状	帯電性	色・柄等
・A種	・ｳｨﾙﾄﾝｶｰﾍﾟｯﾄ	・ｶｯﾄﾊﾟｲﾙ	人体帯電圧	※単一色(無地)
・B種	・ﾀﾞﾌﾞﾙﾌｪｰｽｶｰﾍﾟｯﾄ	・ﾙｰﾌﾟﾊﾟｲﾙ	※3kV以下	・柄物(標準品)
・C種	・ｱｯｼｽﾝｽﾀｰｶｰﾍﾟｯﾄ	・ｶｯﾄ、ﾙｰﾌﾟ併用	・	

- タフテッドカーペット　[6.9.2][6.9.3][表6.9.2]

パイル形状	パイル長(mm)	工法	帯電性
・ｶｯﾄﾊﾟｲﾙ	※5.0～7.0　・	※全面接着工法	人体帯電圧
・ﾏﾙﾁﾚﾍﾞﾙﾙｰﾌﾟ	※4.0～6.0　・	・ｸﾞﾘｯﾊﾟｰ工法	※3kV以下
・ﾚﾍﾞﾙﾙｰﾌﾟﾊﾟｲﾙ	※4.0		・
・ｶｯﾄ、ﾙｰﾌﾟ併用	・		

- タイルカーペット　[6.9.2][6.9.3][表6.9.2]

種別	パイル形状	電気抵抗値(Ω)	施工箇所
※第一種	※ﾙｰﾌﾟﾊﾟｲﾙ	※適用しない	
・	・ｶｯﾄﾊﾟｲﾙ	・10^{9}Ω以下	

17 合成樹脂塗り床　[6.10.3][表6.10.3～表6.10.7]

種別	仕上げの種類
・弾性ウレタン塗り床材	※平滑仕上　・防滑仕上　・つや消し仕上げ
・エポキシ樹脂塗り床材	※薄膜流し展べ仕上げ
	・厚膜流し展べ仕上げ(※平滑　・防滑)
	・樹脂モルタル仕上げ(※平滑　・防滑)
	・防滑仕上げ

18 フローリング張り　[6.11.2～6.11.7][表6.11.1～表6.11.4]

品名	樹種	等級	板厚	工法	仕上塗装
・ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞﾎﾞｰﾄﾞ	・なら ・	・1等 ・	※15 ・	・釘留め工法 ・接着工法	・塗装品 ・無塗装品
・ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞﾌﾞﾛｯｸ	・なら ・	・1等 ・	※15 ・	・ﾓﾙﾀﾙ埋込工法 ・接着工法	・ ・
・天然木化粧複合ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞ	・ ・	※Cﾓｱ種 ・	・ ・	※釘留め工法 ・接着工法	※塗装品 ・無塗装品
・	・	・	・	・	・

19 畳敷き　[6.12.2][表6.5.9][表6.12.1]

適用箇所	畳の種別
改修標仕表6.5.9による床組	・A種　・B種　・C種　・D種(※KT-Ⅲ・　)
ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ床下地	・C種　・D種(※KT-Ⅲ・　)

20 せっこうﾎﾞｰﾄﾞその他のﾎﾞｰﾄﾞ張り　[6.13.2][表6.13.1]

種類	JISの記号	厚さ(mm)・規格等
・硬質木毛ｾﾒﾝﾄ板	HW	・15　・20　・25
・普通木毛ｾﾒﾝﾄ板	NW	・15　・20　・25
・けい酸ｶﾙｼｳﾑ板	0.8FK	・　タイプ2(無石綿)
・ﾛｯｸｳｰﾙ化粧吸音板	DR	※ﾌﾗｯﾄﾀｲﾌﾟ(※9.0　・12.0　・　) ・凹凸タイプ(※12.0　・15.0)((個)不燃)
・せっこうﾎﾞｰﾄﾞ	GB－R	・9.5(準不燃)　・12.5(不燃)
・不燃積層せっこうﾎﾞｰﾄﾞ	GB－NC	9.5(不燃)　化粧無(下地張り用) 化粧有(ﾄﾗﾊﾞｰﾁﾝ模様)
・ｼｰｼﾞﾝｸﾞせっこうﾎﾞｰﾄﾞ	GB－S	・9.5(準不燃)　・12.5(準不燃)
・強化せっこうﾎﾞｰﾄﾞ	GB－R	・12.5(不燃)　・15.0(不燃)
・難燃合板		
・		

軽量鉄骨下地ﾎﾞｰﾄﾞ遮音壁の遮音ｼｰﾙ材　[6.13.2][表6.7.1]

※適用する　・適用しない

21 吸音材　[表6.13.1]

種類	記号	厚さ(mm)
・ﾛｯｸｳｰﾙ吸音ﾎﾞｰﾄﾞ1号	RW－B	※25　・
※ｸﾞﾗｽｳｰﾙ吸音ﾎﾞｰﾄﾞ2号32K	GW－B	※25　・

22 壁紙張り　[6.13.1]

施工箇所	壁紙の種類					防火性能の級別	備考
	紙製	織物	ﾋﾞﾆﾙ	化学繊維	無機質		
	・	・	・	・	・	※不燃・準不燃・難燃	
	・	・	・	・	・	※不燃・準不燃・難燃	
	・	・	・	・	・	※不燃・準不燃・難燃	

ﾓﾙﾀﾙ、ﾌﾟﾗｽﾀｰ面の下地調整　[6.14.3][7.2.5][7.2.6][表7.2.5][表7.2.6]

※RB種　・RA種(施工箇所:　　)

せっこうﾎﾞｰﾄﾞ面の下地調整　[6.14.3][表7.2.7]

※RB種　・RA種(施工箇所:　　)

23 ﾓﾙﾀﾙ塗り　既製目地材　※適用しない　・適用する　[6.15.3]

24 陶磁器質ﾀｲﾙ　ﾀｲﾙの種類　[6.16.3]

施工場所	形状寸法(mm)	きじ		うわぐすり		役物		色		備考
		磁器	せっ器・陶器	施釉	無釉	あり	なし	標準	特注	
		・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	

ﾀｲﾙの見本焼き　※行わない　・行う　[6.16.3]

壁ﾀｲﾙ張りの工法　[6.15.5][表6.16.7]

内装ﾀｲﾙ　※壁ﾀｲﾙ接着剤張り　・積上げ張り

ﾀｲﾙの試験張り　※行わない　・行う　[6.16.3]

25 ﾌﾘｰｱｸｾｽﾌﾛｱ　(20.2.2)

施工箇所	構法	仕上り高(mm)	適用地震時水平力	耐荷重性能注(1)	表面仕上げ材注(2)
	・ﾊﾟﾈﾙ構法	・	・1.0G	・3,000N	・帯電防止床ﾀｲﾙ
	・溝構法	※50未満	・0.6G	・5,000N	・ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ
	・ﾊﾟﾈﾙ構法	・	・1.0G	・3,000N	・帯電防止床ﾀｲﾙ
	・溝構法	※50未満	・0.6G	・5,000N	・ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ

注1：耐荷重性能5,000Nについては、国土交通省の建設技術評価「耐震型ﾌﾘｰｱｸｾｽﾌﾛｱの開発」において評価を取得したもの又は同等のものとする。

注2：表面仕上げ材の品質・規格等は、19章内装工事による。

ｽﾛｰﾌﾟ及びﾎﾞｰﾀﾞｰ

※製造所の標準仕様(ただし、構成材は標仕20.2.2(a)(2)による)
- 図示

ｺﾝｾﾝﾄ等の取付け対応

仕様　※製造所の標準仕様(ｺﾝｾﾝﾄ本数は別途設備工事)

ｺﾝｾﾝﾄの箇所数　※10～15㎡に1箇所程度

配線取出しﾊﾟﾈﾙ

ﾌﾘｰｱｸｾｽﾌﾛｱ全体面積に対する設置割合　※20～30%

配線取り出し開口　※40mm×80mm程度の開口

空調用吹き出しﾊﾟﾈﾙ

※無し
- 有り(※固定式　・可動式　：施工箇所は図示)

6 内装改修工事

26 可動間仕切　(20.2.3)

構造形式	ﾊﾟﾈﾙ部の総厚さ(mm)	表面材種 厚さ(mm)	仕上げ	遮音性(JISによる記号)
※ﾊﾟﾈﾙ式 ・ｽﾀｯﾄﾞ式 ・ｽﾀｯﾄﾞﾊﾟﾈﾙ式	・	※鋼板 (※0.6　・0.8) ・	※ﾒﾗﾐﾝ樹脂又はｱｸﾘﾙ樹脂焼き付け ・	・有り

不燃材料の認定　・有り

27 移動間仕切　(20.2.4)

遮音性能による区分	厚さ(mm)	表面材	表面仕上げ	操作方法
・一般ﾀｲﾌﾟ		※鋼板	・焼付け塗装	・手動式　・電動式 ・部分電動式
・遮音ﾀｲﾌﾟ(注1)		※鋼板	・焼付け塗装	・手動式　・電動式 ・部分電動式

注1：JIS A 1416による試験方法において、中心周波数500Hzの音の透過損失が36dB以上の性能を有するものとする。

注2：表面仕上げの壁紙張りの品質は19章内装工事15壁紙張りによる。

ﾊﾟﾈﾙ圧接装置操作方法　※製造所標準仕様　・

28 トイレブース　表面仕上げ材　・ﾒﾗﾐﾝ樹脂系化粧板(標準色　ｱﾙﾐ製ｺｰﾅｰｴｯｼﾞ付き)　(20.2.5)
- ﾎﾟﾘｴｽﾃﾙ樹脂系化粧板

脚部　※幅木ﾀｲﾌﾟ　・支柱ﾀｲﾌﾟ

ﾄﾞｱｴｯｼﾞ　・ﾌﾗｯﾄ形　・曲面形

29 階段滑止め　材種　※ｽﾃﾝﾚｽ(SUS304)　・ｱﾙﾐ　(20.2.6)

形状　※ﾋﾞﾆﾙﾀｲﾄ入り
- 両端ﾌﾗｯﾄｴﾝﾄﾞ　※有り(・ｽﾃﾝﾚｽ製　※ﾋﾞﾆﾙ製)　・無し
- ﾋﾞﾆﾙﾀｲﾄ無し

幅(mm)　・30　・35　・40　・

取付け工法　※接着工法　・埋込み工法

30 階段手すり　※集成材ｸﾘｱﾗｯｶｰ仕上げ(市販品　径　約45mm又は約60mm)
- ﾋﾞﾆﾙ製ﾊﾙﾄﾞﾚｰﾙ(幅　約50mm)

31 黒板及びホワイトボード　(20.2.8)

種類		寸法(mm)	備考
・黒板	※焼付け		※平面　・曲面　・ｽｸﾘｰﾝ付引分
・ﾎﾜｲﾄﾎﾞｰﾄﾞ	※ほうろう		※平面　・曲面　・ｽｸﾘｰﾝ付引分

32 既存の黒板の塗替え　工程は、下表による。

工程	使用量
黒板面の清掃	
傷等のﾊﾟﾃ補修	
下地ﾗｯｶﾆｽ塗布	酒精(ｱﾙｺｰﾙ系)塗料塗り　21g/㎡以上
仕上塗装	合成樹脂系黒板専用塗料塗り　70g/㎡以上

33 ブラインド
- 既存再使用する(養生方法:　)　[2.3.1][5.1.6]
- 新設する　(20.2.12)

形式	種類	ｽﾗｯﾄの材質	ｽﾗｯﾄの幅(mm)
※横形	※ｷﾞｱ式　・ｺｰﾄﾞ式 ・操作棒式	※ｱﾙﾐﾆｳﾑ合金 ・	※25
・縦形	・1本操作ｺｰﾄﾞ ※2本操作ｺｰﾄﾞ	・ｱﾙﾐｽﾗｯﾄ ・ｸﾛｽｽﾗｯﾄ	・80 ・100

34 天井点検口

目地形状	適用箇所	寸法(mm)
・額縁ﾀｲﾌﾟ	下記以外全て	※450×450
・目地ﾀｲﾌﾟ	※図示	・600×600
	・天井仕上げ材がDRの範囲	

35 ブラインドボックス及びカーテンボックス
- 既存再使用する　[5.1.6]
- 新設する

※市販品(ｱﾙﾐﾆｳﾑ製　押出し型材)

使用区分	溝幅×深さ(mm)
・横形ﾌﾞﾗｲﾝﾄﾞ	※90×150　・120×150　・
・縦形ﾌﾞﾗｲﾝﾄﾞ	※120×80　・150×80　・
・ｶｰﾃﾝ(又はﾚｰｽ共)	※150×80　・180×80　・
・ｶｰﾃﾝ＋横形ﾌﾞﾗｲﾝﾄﾞ	※180×150　・

色彩　・B－1　・B－2(・ﾌﾞﾗｳﾝ系　・ﾌﾞﾗｯｸ　・ｽﾃﾝｶﾗｰ)
- 図示

36 ロールスクリーン　(20.2.13)

操作方法	ｽｸﾘｰﾝの種類	品質等
・ﾌﾟﾙｺｰﾄﾞ式(ｽﾄｯﾊﾟｰ付き)	・無地	
・ﾜﾝﾀｯﾁﾁｪｰﾝ式	・柄物	
・ﾁｪｰﾝ式	・遮光ﾀｲﾌﾟ	
・電動式	・	

37 カーテン
- 既存再利用する(養生方法:　)　[2.3.1][5.1.6]
- 新設する　(20.2.14)(表20.2.1)

施工箇所	形式 片引	形式 引分	装置 電動	装置 ひも引	装置 手引	名称・品質	ひだの種類	備考
	・	・	・	・	・			
	・	・	・	・	・			
	・	・	・	・	・			
	・	・	・	・	・			

三条市

株式会社　小林設計事務所
新潟県三条市南新保15番7号　TEL 0256(32)6237(代)

TITLE　グリーンスポーツセンター屋上防水改修工事
SCALE　－
(建築)(構造)(設備)
SUBJECT　仕様書(その3)
DATE　平成23年2月
(改)(構)(外)　(電)(機)
No. 3

一級建築士事務所　㈱小林設計事務所 知事登録番号(ヌ)第536号　一級建築士(大臣)登録番号　第187261号　藤澤一雅

6 内装改修工事

38 カーテンレール

・既存再使用する ［5.1.6］
・新設する （20.2.14）
材種 ※ｱﾙﾐﾆｳﾑ製 ・ステンレス製
形式 ・片引き ・引分け（ ※暗幕用は300㎜以上の召合せの重ね掛けとする
1組の本数 ・ｼﾝｸﾞﾙ ・ﾀﾞﾌﾞﾙ ・図示

39 床点検口

本体の材質	目地の材質	適用箇所	寸法（㎜）
※ｱﾙﾐ製	※ｱﾙﾐ ・ステンレス ・黄銅	下記以外全て	※600×600
・ステンレス製			・

40 室名札

材種 ※塩化ﾋﾞﾆｰﾙ製 ・ｱｸﾘﾙ樹脂製 ・
寸法 ※260×80×5 ・
受金具 ・ｽﾃﾝﾚｽ(SUS304) ・
形式 ・突出型 ケ所 ・面付型 ケ所 ※文字書込み ・文字彫込み

41 かぎ箱

市販品
形 式 ・３０組用 ・６０組用 ・１２０組用 ・

42 くつふきマット

市販品
材 質 ・塩化ﾋﾞﾆﾙ製(ｺｲﾙ状、ｽﾃﾝﾚｽ製受枠)
・ﾋﾞﾆﾙ製(ｽﾃﾝﾚｽ製受枠)
・硬質ｱﾙﾐﾆｳﾑ製(受枠とも)
・ｽﾃﾝﾚｽ製(受枠とも)

43 人研ぎ製流し等

※ｻﾝﾀﾞｰ掛け目荒らし後、ｸﾗｯｸ等をｴﾎﾟｷｼ系ﾊﾟﾃ処理し、ｴﾎﾟｷｼ系塗り床材を
厚さ1.0㎜塗布し仕上げる。
・再研ぎ出し（図示による）

44 屋内掲示板

・表面材の張替え ※特殊発砲ﾋﾞﾆｰﾙで張替える
・新設 枠の材質 ※ｱﾙﾐﾆｳﾑ製 表面の材質 ※特殊発砲ﾋﾞﾆｰﾙ張り

7 塗装改修工事

1 塗装業者

※(社)日本塗装工業会の会員 ・監督員の承諾する業者

2 材料

屋内の壁及び天井仕上げ材は、防火材料とする。 ［7.1.3］

3 下地調整

［7.2.1～7.2.7］

種 別	施 工 箇 所
・ＲＡ種	・図示による
※ＲＢ種	※ＲＡ種、ＲＣ種以外の全て(内部) ・図示による
・ＲＣ種	・図示による

既存ﾓﾙﾀﾙ下地面等のひび割れ部の補修 ［表7.2.4～表7.2.6］
※行う（ 補修範囲及び補修方法は監督員の指示による） ・行わない

4 錆止め塗料塗り

［7.3.3］［表7.3.3］［表7.3.4］

下地の種類	塗替えの種別	新規塗りの種別
鉄鋼面	・Ａ種 ・Ｂ種 ※Ｃ種	見掛かり部分 ※Ａ種 ・Ｂ種
		見隠れ部分 ・Ａ種 ※Ｂ種
亜鉛めっき面	・Ａ種 ・Ｂ種 ※Ｃ種	鋼製建具等 ※Ａ種 ・Ｂ種
		その他 ・Ａ種 ※Ｂ種

5 合成樹脂調合ﾍﾟｲﾝﾄ塗り

［7.4.3］～［7.4.5］［表7.4.1］～［表7.4.3］

下地の種類		塗替えの種別	新規塗りの種別	
木部		・Ａ種 ※Ｂ種 ・Ｃ種	※Ａ種 ・Ｂ種	下地調整は各表の注意書きによる
鉄鋼面		・Ａ種 ※Ｂ種 ・Ｃ種	・Ａ種 ※Ｂ種	
亜鉛めっき面	鋼製建具	※Ａ種 ・Ｂ種 ・Ｃ種	※Ａ種 ・Ｂ種	
	その他	・Ａ種 ※Ｂ種 ・Ｃ種		

6 ｸﾘﾔﾗｯｶｰ塗り（CL）

塗替えの種別 ・Ａ種 ※Ｂ種 ［7.5.2］［表7.5.1］
新規の塗りの種別 ・Ａ種 ※Ｂ種

7 ﾌﾀﾙ酸樹脂ｴﾅﾒﾙ塗り

［7.6.2］［7.6.3］［表7.6.1］［表7.6.2］

下地の種類	塗替えの種別	新規塗りの種別	下地調整は各表の注意書きによる
木部	・Ａ種 ※Ｂ種 ・Ｃ種	※Ａ種 ・Ｂ種	
鉄鋼面及び亜鉛めっき面	・Ａ種 ※Ｂ種 ・Ｃ種	・Ａ種 ※Ｂ種	

8 ｱｸﾘﾙ樹脂系非水分散系塗料

［7.7.2］［7.7.3］［表7.7.1］

下地の種類	工程等	塗替えの種別	新規塗りの種別
ｺﾝｸﾘｰﾄ、ﾓﾙﾀﾙ面等	下地調整	・ＲＡ種 ※ＲＢ種 ・ＲＣ種	「塗料その他」の欄による
	塗り種別	・Ａ種 ※Ｂ種 ・Ｃ種	・Ａ種 ※Ｂ種

9 ｱｸﾘﾙ樹脂ｴﾅﾒﾙ塗り

［7.8.2］［7.8.3］［表7.8.1］

下地の種類	工程等	塗替えの種別	新規塗りの種別
ｺﾝｸﾘｰﾄ、ﾓﾙﾀﾙ面等	下地調整	・ＲＡ種 ※ＲＢ種 ・ＲＣ種	7.7.2(b)による
	塗り種別	・Ａ種 ※Ｂ種 ・Ｃ種	・Ａ種 ※Ｂ種

10 2 液系ﾎﾟﾘｳﾚﾀﾝｴﾅﾒﾙ塗り

［7.9.2～7.9.4］［表7.9.1～表7.9.3］

下地の種類	塗替えの種別	新規塗りの種別	
鉄鋼面	・Ａ種 ・Ｂ種	※Ａ種 ・Ｂ種	下地調整は各表の注意書きによる
亜鉛めっき面	・Ａ種 ・Ｂ種	Ａ種又はＢ種	
ｺﾝｸﾘｰﾄ及び押出成形ｾﾒﾝﾄ板	・Ａ種 ・Ｂ種	※Ａ種 ・Ｂ種	

11 ｱｸﾘﾙｼﾘｺﾝ樹脂ｴﾅﾒﾙ塗り

［7.10.2～7.10.4］［表7.10.1～表7.10.3］

下地の種類	塗替えの種別	新規塗りの種別	
鉄鋼面	・Ａ種 ※Ｂ種	※Ａ種 ・Ｂ種	下地調整は各表の注意書きによる
亜鉛めっき鋼面	・Ａ種 ※Ｂ種	Ａ種又はＢ種	
ｺﾝｸﾘｰﾄ及び押出成形ｾﾒﾝﾄ板	・Ａ種 ※Ｂ種	Ａ種又はＢ種	

12 常温乾燥形ふっ素樹脂ｴﾅﾒﾙ塗り

［7.11.2～7.11.4］［表7.11.1～表7.11.3］

下地の種類	塗替えの種別	新規塗りの種別	
鉄鋼面	・Ａ種 ・Ｂ種	※Ａ種 ・Ｂ種	下地調整は各表の注意書きによる
亜鉛めっき面	・Ａ種 ・Ｂ種	Ａ種又はＢ種	
ｺﾝｸﾘｰﾄ及び押出成形ｾﾒﾝﾄ板	・Ａ種 ・Ｂ種	※Ａ種 ・Ｂ種	

13 つや有合成樹脂ｴﾏﾙｼｮﾝﾍﾟｲﾝﾄ塗り

塗替えの種別 ・Ａ種 ※Ｂ種 ・Ｃ種 ［7.12.2］［表7.12.1］
新規の塗りの種別 ・Ａ種 ※Ｂ種

14 合成樹脂ｴﾏﾙｼｮﾝﾍﾟｲﾝﾄ塗り

塗替えの種別 ・Ａ種 ※Ｂ種 ・Ｃ種 ［7.13.2］［表7.13.1］
新規の塗りの種別 ・Ａ種 ※Ｂ種

15 合成樹脂ｴﾏﾙｼｮﾝ模様塗り

［7.14.2］［表7.14.1］

塗 替 え の 場 合			新規塗りの種別
既存塗膜	下地調整	塗替えの種別	・Ａ種 ※Ｂ種
同一塗料塗り面	ＲＢ種の場合	※Ａ種	下地調整は各表の注意書きによる
	ＲＣ種の場合	※Ｃ-3種	
平滑な塗料塗り面	ＲＢ種の場合	・Ａ種 ※Ｂ種	
	ＲＣ種の場合	・Ｃ-1種 ・Ｃ-2種	

16 ｳﾚﾀﾝ樹脂ﾜﾆｽ塗り

塗替えの種別 ・Ａ種 ※Ｂ種 ［7.15.2］［表7.15.1］
新規の塗りの種別 ・Ａ種 ※Ｂ種

8-1 耐震改修範囲以外の躯体改修工事

1 普通ｺﾝｸﾘｰﾄの設計基準強度

［8.1.3］

設計基準強度Fc(N/㎟)	適 用 箇 所
※２１	
・１８	

2 鉄骨の工作図

高力ﾎﾞﾙﾄ及び普通ﾎﾞﾙﾄの縁端距離、ﾎﾞﾙﾄ間隔、ｹﾞｰｼﾞ等 ［8.1.6］
※（ 別図２ ）
・

3 鉄筋の種類

［8.2.1］［表8.2.1］

種類の記号	呼 び 名（㎜）
・ＳＤ２９５Ａ	
・ＳＤ３４５	
・	

4 あと施工ｱﾝｶｰの材料

あと施工ｱﾝｶｰの材料 ［8.2.4］
・金属拡張ｱﾝｶｰ
※接着系ｱﾝｶｰ ｶﾌﾟｾﾙの種類 ※有機系

5 セメントの種類

※普通ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞｾﾒﾝﾄ又は混合ｾﾒﾝﾄのA種 ［8.2.5］［表8.2.3］
・
普通ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞｾﾒﾝﾄの品質は、JIS R 5210に示された規定の他、次の規定の全てに適合するものとする。ただし、無筋ｺﾝｸﾘｰﾄに用いる場合を除く。

水和熱	7 d	352J/g以下
	28 d	402J/g以下

6 骨材の品質

ｱﾙｶﾘｼﾘｶ反応性による区分 ［8.2.5］
※A
・B（ｺﾝｸﾘｰﾄ中のｱﾙｶﾘ総量Rt=3.0kg/m³）

7 混和材料の種別

※混和剤 ・混和材 ［8.2.5］［8.4.8］

8 鉄筋の継手

※重ね継手 ・ ［8.3.4］［表8.3.3］

9 鉄筋の最小かぶり厚さ

最小かぶり厚さは目地底から算定する。 ［8.3.4］［表8.3.6］
・耐久性上不利な箇所は鉄筋のかぶり厚さは下表による。

施 工 箇 所	改修標仕表8.3.6の値に加える寸法(㎜)
柱、梁、壁及び底などの外気に接する打放し面	※１０ ・

8-2 耐震改修工事

1 ｺﾝｸﾘｰﾄの類別及び強度

レディーミクストコンクリートの類別 ［8.1.3］［表8.1.1］
※Ⅰ類 ・Ⅱ類

普通ｺﾝｸﾘｰﾄの設計基準強度 ［8.1.3］

設計基準強度Fc(N/㎟)	適 用 箇 所
※２１	
・	

2 ｺﾝｸﾘｰﾄの品質

スランプ ［8.1.4］

スランプ(cm)	適 用 箇 所
※１８	
・	

3 セメントの種類

セメントの種類 ［8.2.5］
※普通ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞｾﾒﾝﾄ又は混合ｾﾒﾝﾄのＡ種
普通ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞｾﾒﾝﾄは、JIS R 5210に示された規定の他、次の規定の全てに適合するものとする。ただし、無筋ｺﾝｸﾘｰﾄに用いる場合を除く。

水和熱	7 d	352J/g以下
	28 d	402J/g以下

・高炉ｾﾒﾝﾄB種 （6.3.2）

4 普通コンクリート

骨材の品質 ［8.2.5］
※Ａ
・Ｂ（コンクリート中のアルカリ総量Rt=3.0kg/m³）
混和材料の種類 ［8.2.5］［8.4.8］
※混和剤
・混和材(※JIS A 6202による膨張材 ・)

5 鉄骨製作工場

・監督員の承諾する製作工場 ［8.1.5］
・建築基準法第７７条の４５第１項に基づき国土交通大臣から性能評価機関として認可を受けた㈱日本鉄骨評価センター又は(社)全国鐵構工業協会の「鉄骨製作工場の性能評価基準」に定める「 グレード」として国土交通大臣から認定を受けた工場又は同等以上の能力のある工場

6 施工管理技術者

※適用する ［8.1.5］

7 鉄骨の工作図

高力ボルト及び普通ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等 ［8.1.6］
※（ 別図２ ）
・

8 鉄筋の種類

［8.2.1］［表8.2.1］

種類の記号	呼 び 名（㎜）
・ＳＤ２９５Ａ	・Ｄ１６以下
・ＳＤ３４５	・Ｄ１９以上
・	

9 溶接金網

網目の形状、寸法及び鉄線の径 ［8.2.2］

網目の形状、寸法(たて×よこ)	鉄線の径または呼び(㎜)	規 格
※100×100	※6.0	JIS G 3551による
・	・	

10 あと施工ｱﾝｶｰの材料

あと施工ｱﾝｶｰの材料 ［8.2.4］
・金属拡張ｱﾝｶｰ
※接着系ｱﾝｶｰ ｶﾌﾟｾﾙの種類 ※有機系

11 鋼材

鋼材の材質 ［8.2.7］［表8.2.5］

種類の記号	適 用 箇 所	規 格 等
・SS400		※JIS規格による
・SN400B		※JIS規格による
		※JIS規格による

12 高力ボルト

高力ボルトの適用 ［8.2.8］
※ﾄﾙｼｱ形高力ﾎﾞﾙﾄ ・JIS形高力ﾎﾞﾙﾄ ・溶融亜鉛めっき高力ﾎﾞﾙﾄ

13 モルタル及びグラウト材

柱底均しモルタル ［8.2.10］
※無収縮モルタル
・
グラウト材 ［8.2.10］
※無収縮グラウト材
※プレミックス形 ・現場調合形

無収縮ｸﾞﾗｳﾄの品質及び試験方法

※圧縮強度試験は、公的機関で行う。

圧縮強度	・材齢 3 日	N/㎟以上
	・材齢 7 日	N/㎟以上
	・材齢２８日	N/㎟以上
ｺﾝｼｽﾃﾝｼｰ	・J_{14}ロートによる流動時間 8 ±2 秒	
	・	

・試験方法
・JIS A 1132(ｺﾝｸﾘｰﾄの強度試験用供試体の作り方)に準じて、直径50㎜、高さ100㎜の円柱とする。圧縮試験は、JIS A 1108(圧縮強度の試験方法により行う。
・図示による。

14 連続繊維ｼｰﾄ巻き

材料・形状 ［8.2.11］
採用した工法の規定を満足するもの
材質
引張り強度(含浸硬化後)
・2500N/㎟以上
・3000N/㎟以上
ヤング係数(含浸硬化後)
・2.35×10^3N/㎟程度
・2.00×10^5N/㎟以上
工法 ［8.2.11］
※(財)日本建築防災協会の評価を受けた工法
・
下地調整
仕上げﾓﾙﾀﾙの除去 ※行う ・行わない
柱の隅角部の面取り ［8.21.7］
※工法の評価内容による
・

15 鉄筋の継手

継手工法 ［8.3.4］

継手方法	呼び名(㎜)	適 用 箇 所
・ガス圧接		
・重ね継手		
・		

柱の配筋 ［8.3.4］［図8.3.4］
帯筋の組立ての形の種別
・Ｈ形 ・Ｗ-Ⅰ形 ※Ｗ-Ⅲ形

16 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔

最小かぶり厚さは、目地底から算定する。 ［8.3.5］［表8.3.6］
・耐久性上不利な箇所の鉄筋のかぶり厚さは下表による。

施 工 箇 所	改修標仕表8.3.6の値に加える寸法(㎜)
柱、梁、壁及び底などの外気に接する打放し面	※１０ ・

17 打増し壁に用いるｼﾞｮｲﾝﾄ

現場打ちｺﾝｸﾘｰﾄ壁の打増し部に用いる既存部とのｼﾞｮｲﾝﾄ ［8.3.7］
種類 ※「８ あと施工ｱﾝｶｰの材料」による
間隔(㎜) ※500×500 ・図示

18 圧接完了後の試験

圧接部の確認試験 ［8.3.9］
※超音波探傷試験
・引張試験

19 高い強度のｺﾝｸﾘｰﾄ

設計基準強度(N/㎟) ［8.9.1］
・27 ・30 ・33 ・36
適用箇所( )
混和材料の種 ［8.9.3］
※混和剤
※高性能ＡＥ減水剤標準形又は遅延形
・

20 あと施工ｱﾝｶｰの施工

・穿孔前の埋込み配管等の探査 ［8.11.2］
範囲 ※あと施工ｱﾝｶｰ施工部分全て ・図示
方法 ※探査器により探査し、配管等の位置の墨出を行う
・はつり出しによる
※穿孔前の既存鉄筋の探査
範囲 ※梁・柱とも端部と中央部 ・図示 ［8.11.2］
方法 ※探査器により主筋及び横補強筋を探査し、鉄筋の位置の墨出を行う
・はつり出しによる

21 あと施工ｱﾝｶｰの施工確認試験

※全数の打音検査 ［8.11.5］
※引抜き耐力試験
範囲 ※改修標仕8.11.5による
・補強壁1枚あたり３本(梁下・柱・床(または梁上)各１本)以上
確認強度

あと施工ｱﾝｶｰ径	確認強度
・	
・	
・	

22 鉄骨工作仮組

・行う ※行わない ［8.12.9］

23 開先形状

※「標仕」別図2による。 ［8.14.4］

24 スカラップ

※図示による ・監督員の指示による ［8.14.7］

25 溶接部の試験

完全溶込み溶接部の超音波探傷試験 ［8.14.11］
※行う

26 錆止め塗料

※工場１回塗り、工事現場１回塗り ［8.16.2］～［8.16.4］
・工場２回塗り
塗料種別 ※Ａ種（１種、２種の別がある場合、１回目を１種とする。）

27 耐火被覆

［8.17.2］

種 別		所要性能及び適用構造区分
・耐火材吹付け	・乾式吹付けﾛｯｸｳｰﾙ	
	・半乾式吹付けﾛｯｸｳｰﾙ	
	・湿式ﾛｯｸｳｰﾙ	
	・	
・耐火板張り		
・耐火材巻付け		
・ﾗｽ張り ﾓﾙﾀﾙ塗り		

28 既存ｺﾝｸﾘｰﾄ面の目荒し

適用範囲 ［8.19.3］
※既存ｺﾝｸﾘｰﾄとの打継ぎ面
※既存ｺﾝｸﾘｰﾄとﾓﾙﾀﾙ又はｸﾞﾗｳﾄ材の充てん部の接合面
・
目荒らしの範囲
※柱・梁面 打継ぎ面又は接合面全面の3/4以上
※壁面 打継ぎ面又は接合面の1/3程度
・
目荒らしの程度
※平均深さ5～10㎜程度で最大深さ15㎜程度の凹部を施す

三条市

株式会社 小林設計事務所
新潟県三条市南新保15番7号 TEL 0256 （32） 6237（代）
一級建築士事務所 ㈱小林設計事務所 知事登録番号（ヌ）第536号 一級建築士（大臣）登録番号 第187261号 藤澤一雅

TITLE グリーンスポーツセンター屋上防水改修工事
SUBJECT 仕様書（その Ⅳ）
DATE 平成２３年 2月
SCALE －
No. 4

8-2 耐震改修工事

29 増設・補強工事のｺﾝｸﾘｰﾄの打込み	工法の種類 [8.19.8][8.21.5] ※流し込み工法 ・圧入工法	
30 柱補強	溶接金網巻き工法及び溶接閉鎖フープ巻き工法 [8.21.5] 柱頭柱脚の隙間部間の型枠 ※ポリスチレンフォーム保温材等を埋込む ・図示	
31 スリットの施工	幅 ※30mm～50mm程度 ・ 長さ ※300mm以上 [8.22.2] 形状 ※完全スリット(※既存鉄筋切断 ・既存鉄筋を 本残す) ・部分スリット(既存コンクリートを厚さ50mm程度残す) 撤去部の補修 ・撤去材と同一材 ※無収縮ﾓﾙﾀﾙ(圧縮強度30N/mm^2 以上)	

9 環境配慮改修工事

1 ｱｽﾍﾞｽﾄ含有建材の処理	施工調査 [9.1.1] 分析によるｱｽﾍﾞｽﾄ含有の調査 ・行う ・行わない ｱｽﾍﾞｽﾄ粉じん濃度測定 ・行う ・行わない 測定方法 ※「JIS K3850 -1 空気中の繊維状粒子測定方法-第1部: 光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法による。 測定機関 ※厚生労働省新潟労働局に登録されている作業環境測定機関とする。	
2 ｱｽﾍﾞｽﾄ含有吹付け材の除去	除去工法 [9.1.3] ※「改修標仕」9.1.3による。 ・ 除去したｱｽﾍﾞｽﾄ含有吹付け材の処理 [9.1.3] ※密封処理(二重袋梱包) ・ｾﾒﾝﾄ固化	
3 ｱｽﾍﾞｽﾄ含有保温材等の除去	除去工法 [9.1.4] ※粉じん飛散抑制剤等による湿潤化の後、手ばらしで行う。 ・掻き落し・破砕・切断等による除去を行う。 ※[9.1.3 ｱｽﾍﾞｽﾄ含有吹付け材の除去]により、作業場を隔離する。	
4 ｱｽﾍﾞｽﾄ含有成形板の除去	養生等 [9.1.5] 建物内部で除去を行う場合、除去作業場所と他の場所を隔てるため、開閉部位(出入口、換気口、窓等)は閉とし、ガラスの破損箇所等で開となっている部位を養生ｼｰﾄ等で塞ぐ。 ｱｽﾍﾞｽﾄ成形板の種類 材料名 / 使用部位 / 厚さ(mm) / 備考	
5 断熱ｱｽﾌｧﾙﾄ防水改修	[9.2.3] 工法の種類 / 施工箇所 P1BI P2AI P0DI T1BI M3DI M4DI	
6 外断熱改修	[9.3.2] 外装材の種類 / 施工箇所 / 防火性能 / 備考	
7 ガラス改修	本特記仕様 5 建具改修 14 ガラスによる [9.4.2]	
8 断熱・防露改修	断熱材打込み工法の材料 [9.5.2] ・ﾋﾞｰｽﾞ法ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ保温材 ・押出法ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ保温材 ・硬質ｳﾚﾀﾝﾌｫｰﾑ保温材(※A種) 断熱材現場発泡工法の材料 [9.5.3] ※A種1とし、難燃性を有するものとする。 吹付け厚さ mm	
9 屋上緑化改修	工法 [9.6.3] ※「屋根ふき材及び屋外に面する帳壁の風圧に対する構造体力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件」(平成12年5月31日付け 建設省告示第1458号)による風圧力に対応した固定工法を改修標仕1.2.2[施工計画]で定める かん水装置 ・設置する(図示による) ・設置しない [9.6.3] 枯補償及び枯損処理 [9.6.4] ※引渡しの日から1年間 ・ 年間 ・ 年 月 日まで	

9 環境配慮改修工事

10 透水性ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装改修	既存舗装の撤去 [9.7.2]	

舗装撤去箇所	再利用する層

10 追加特記

1 公共事業労務費調査への協力	※協力する	
2 工事監理方式	共同監理 ・有り ・無し	
3 適用基準等	・営繕工事電子納品要領(案)(国土交通省大臣官房官庁営繕部営繕計画課監修) ※工事運行ﾏﾆｭｱﾙ(新潟県土木部都市局営繕課作成) ・	
4 総合図	※作成する	
5 工事施工等の申出について	※請負者は、工事成績評定の対象となる工事施工において、自ら立案し実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了までに所定の様式により提出することができる。(様式等は、工事運行マニュアルによる。)	
⑥ 排出ｶﾞｽ対策型等建設機械	本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ｶﾞｽ対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」に基づき指定された排出ｶﾞｽ対策型建設機械を使用するものとする。排出ｶﾞｽ対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ｶﾞｽ浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ｶﾞｽ浄化装置を装着(黒煙浄化装置付)することで、排出ｶﾞｽ対策型建設機械と同等とみなす。 ただし、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。 排出ガス対策型建設機械あるいは、排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出するものとする。	

機種	備考
一般工事用建設機械	
・バックホウ	ディーゼルエンジン(エンジン出力7.5kW以上260kW以下)を搭載した建設機械に限る。
・トラクタショベル(車輪式)	
・ブルドーザ	
・発動発電機(可搬式)	
・空気圧縮機(可搬式)	
・油圧ユニット類 (以下に示す基礎工事用機械のうち、ﾍﾞｰｽﾏｼﾝとは別に独立したﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ駆動の油圧ﾕﾆｯﾄを搭載するもの 油圧ﾊﾝﾏ・ﾊﾞｲﾌﾞﾛﾊﾝﾏ・油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機、ｱｰｽｵｰｶﾞ、ｵｰﾙｹｰｼﾝｸﾞ掘削機、ﾘﾊﾞｰｽｻｰｷｭﾚｰｼｮﾝﾄﾞﾘﾙ、ｱｰｽﾄﾞﾘﾙ、地下連続壁施工機、全回転型ｵｰﾙｹｰｼﾝｸﾞ掘削機)	
・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ	
・ホイールクレーン	
※上記建設機械は、低騒音・低振動型とする。	

⑦ 工事区分表

注)原則○印を適用する。ただし、複数記載してある項目についての区分はその項目を必要とする施工者に適用する。

項目		建	電	空	衛	昇	備考
躯体関係							
1.RC造(梁・壁・床)の貫通孔・開口部	貫通ｽﾘｰﾌﾞ材及び取付け	○	○	○	○		
	補強を要する型枠材及び取付け	○					
	補強を要しない型枠材及び取付け	○	○	○	○	○	防火区画、防煙区画
	貫通孔・開口部の墨出し	○	○	○	○	○	防火区画、防煙区画
	貫通孔・開口部の補強	○					
	ｽﾘｰﾌﾞ・型枠の穴埋め	○	○	○	○	○	
2.S・SRC造・ほり貫通口	S・SRC造貫通鋼管鋼管ｽﾘｰﾌﾞ・補強	○					
	使用されたｽﾘｰﾌﾞの穴埋め	○	○	○	○	○	
	予備ｽﾘｰﾌﾞの穴埋め	○	○	○	○	○	
3.設備機器の基礎	建築設計図に記入のあるもの	○					
	室内の基礎(建築設計図に記入のないもの)		○	○	○		
	屋外・屋上の基礎	○					
	屋上基礎で押さえｺﾝｸﾘｰﾄにｱﾝｶｰしない軽微なもの		○	○	○		
	機器取付け用ｱﾝｶｰ・架台		○	○	○		
	屋内受水ﾀﾝｸ用の基礎	○					
仕上げ関係							
軽鉄天井・壁下地	補強を用するﾎﾞｰﾄﾞの切り込み及び下地の補強	○					
	補強を要しないﾎﾞｰﾄﾞの切り込み		○	○	○		
	開口部の墨出し		○	○	○		
電気関係							
電気配管配線	機器付属の制御盤以降の配管配線(接地線共)			○	○		二次側
	機器付属の制御盤への電源供給配管配線		○				一次側
	機器付属操作ｽｲｯﾁの取付及び渡り配管配線			○	○		

10 追加特記

⑧ 発生材の処理等

1 再生資材の利用

下記資材の使用に際し、再生資材を利用すること。

再生資材名	規格	使用箇所	再資源化施設名・所在地	備考

2 建設発生土の利用

盛土等に使用する発生土は、下記の工事からの建設発生土を利用すること。

発注機関	工事名	発生場所	施工会社名・連絡先	備考

3 建設発生土の搬出

工事の施工により発生する建設発生土は、下記の場所に搬出すること。

受入工事名／施設名称	
工事場所／施設所在地	
連絡先	
仮置場所の有無	
備考	

4 建設廃棄物の搬出

工事の施工により発生する廃棄物は、下記の場所に搬出するものとし積算している。

搬出する廃棄物名	
処理施設名称	
施設所在地	
連絡先	
備考	

上表は積算上の条件であり、処理施設を指定するものではない。なお、請負者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、請負者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

⑤ 建設リサイクル法の対象建設工事において、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、同法第18条に基づき再資源化等完了報告書を提出すること。

⑥ 自ら産業廃棄物を運搬・処分する以外は、委託契約書の写しを提出すること。

⑦ 協議について

建設工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、上記の指定や条件によりがたい場合は、速やかに監督員に報告し、協議すること。

9 化学物質の濃度測定

1)測定時期

・測定時期は家具設置等の別途工事が行われる前とする。ただし、内装又は塗装等の施工が終了し、その後十分な換気が行われていること、及び中央式空気調和設備のように換気を行いながら空気調和を行う設備がある場合は、設備の試運転が終了していることとする。
・測定時期は工事完了時とする。なお、内部工事期間等が特記されている場合は、内部工事完了時と工事完了時に、それぞれ行う。

※測定時期の決定は、測定結果が指針値を超えた場合に、6)の措置を講じる時間を見込むこと。

2)測定対象物質

※ホルムアルデヒド (指定値0.08ppm以下)
※トルエン (指定値0.07ppm以下)
※キシレン (指定値0.2ppm以下)
※エチルベンゼン (指定値0.88ppm以下)
※スチレン (指定値0.05ppm以下)
・パラジクロロベンゼン (指定値0.04ppm以下)

3)測定室

・ ・ 室 (測定箇所 箇所)
・ ・ 室 (測定箇所 箇所)
・ ・ 室 (測定箇所 箇所)
・ ・ 室 (測定箇所 箇所)

4)測定方法

測定機器

※パッシブ型採取機器
・監督員の承諾する機器

測定要領

※測定前の措置

測定を開始する前に、測定対象室のすべての窓及び扉(造りつけ家具、押入等の収納部分の扉を含む。)を開放し、30分間換気する。その後、測定対象室のすべての窓及び扉を5時間閉鎖する。ただし、造りつけ家具、押入等の収納部分の扉は開放したままとする。

10 追加特記

※ 測定は次のイ～ハによる。
イ 上記測定前の措置の状態のままで測定する。
ロ 測定時間は、原則として24時間とする。ただし、工程等の都合により、24時間測定が行えない場合は、8時間測定とする。なお、8時間測定の場合は、午後2時～3時が測定時間帯の中央となるよう10時30分から18時30分までの時間帯で測定する。
ハ 測定回数は1回とし、複数回の測定は不要とする。

※その他

上記測定前の措置及び測定においては、換気設備又は空気調和設備は稼働させたままとする。ただし、局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたままとする。

5)測定結果の分析

※測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取機器を分析機関に送付し濃度を測定する。

6)測定結果が指針値を超えた場合の措置

※測定結果が厚生労働省の指針値を超えていた場合は、発散源を特定し、換気等の措置を講じた後、再度4)、5)により、測定を行う。

7)報告書の提出

※完了検査日までに報告書を提出する。

10 CALS/EC

本工事は、新潟県CALS/EC整備行動計画(アクションプログラム) に基づく電子納品対象工事であり、以下の各項により履行するものとする。

1 請負者は、契約期間中に監督員と協議を行う場合、新潟県CALSシステム(以下「CALSシステム」という。)を利用して電子協議(注1)を行わなければならない。
2 請負者は、CALSシステムを利用して、監督員との協議に従い工事完成図書の一部について、電子納品(注2)を行わなければならない。
3 工事完成図書の提出方法および提出部数については、電子成果品としてCD－R2部(枚) および紙による成果品として1部納品するものとする。なお、電子成果品のうち、「新潟県CALSシステムで交換された書類(打合せ簿等)」、「写真」、「参考図」については、電子成果物のみの納品とするが、それ以外の書類を電子成果品にて納品した場合は、紙による納品も追加するものとする。
4 請負者は、CALSシステムを利用して電子協議および電子納品を行うため、インターネットが利用できる機器および電子納品のデータを作成するための機器を用意しなければならない。
5 監督員が請負者に口頭・電話・電子メール等で指示等を行った場合、請負者は後日電子協議システムを通じ監督員の確認を得なければならない。
6 請負者は、CALSシステムの利用料を、新潟県よりCALSシステム運営業務を受託している者(以下「運営者」という) に支払うこと。なお、新潟県CALSシステムの利用料として、設計書内に積上げ計上している。
7 CALSシステムの利用料を支払った時は、すみやかに監督員に支払の事実を報告し確認を受けること。また、支払いの事実を証明する書類(銀行振り込み控えの写し等) を工事完了時に提出すること。
8 上記以外の電子協議および電子納品に関する詳細な事項については、受発注者協議にて定めるものとする。

電子検査 ※実施する ・実施しない

電子検査に係わる詳細な事項については、別途県が公表する(注3)「平成22年度電子検査実施要領」による。

(注1)電子協議とは、指示・承諾・協議・提出・提示・報告・通知等を、電子化された書面及びその他資料(図書類) にて行うことをいう。
(注2)電子納品とは、工事完成図書等の最終成果を電子成果品として納品することをいう。ここでいう電子成果品とは、別途県が公表する(注3) 新潟県土木部策定の「平成22年度新潟県電子納品実施要領」に基づいて作成された電子データを指す。
(注3)新潟県CALS/ECホームページにて公表する。

11 工事成績評定

請負者は、工事成績評定の対象となる工事施工において、自ら立案し実施した創意工夫や工事特性に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目について、工事完了までに所定の様式により提出することができる。

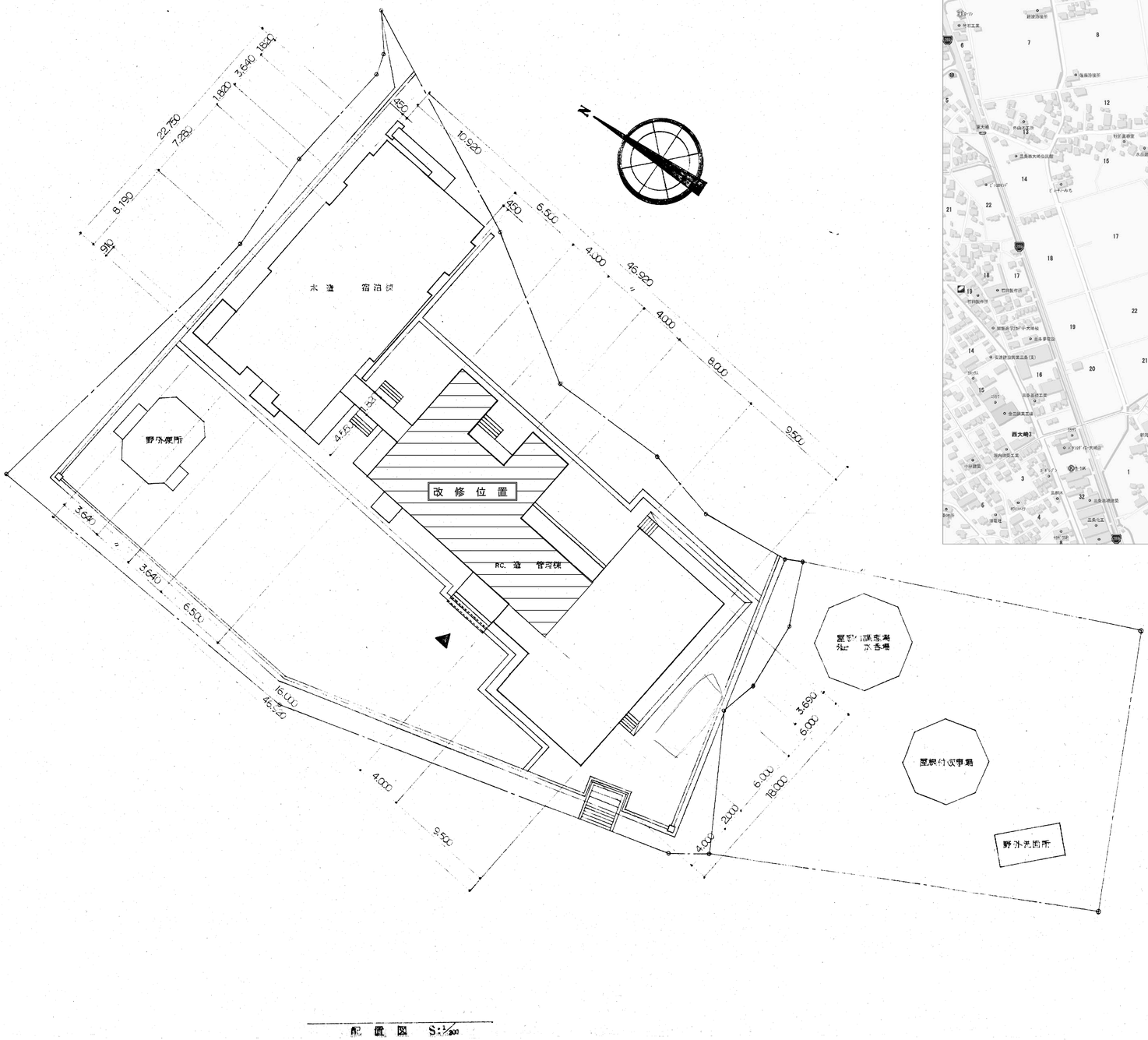

配置図 S:1/200

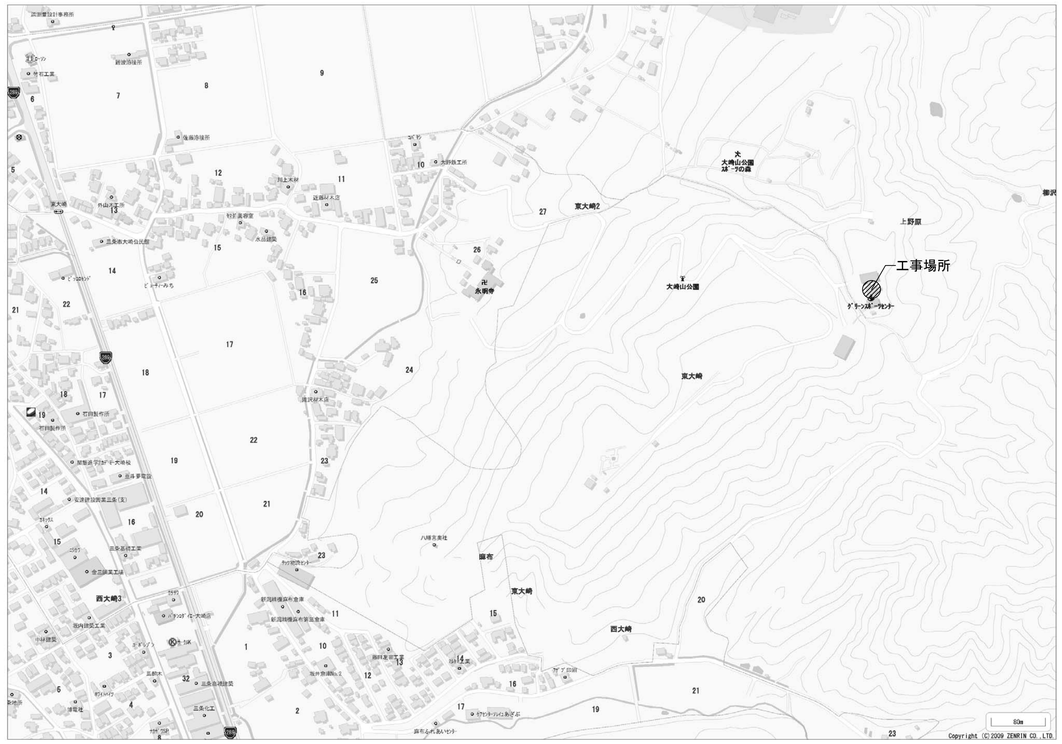

案内図

三条市	株式会社 小林設計事務所 新潟県三条市南新保15番7号 TEL 0256 (32) 6237 (代)	TITLE グリーンスポーツセンター屋上防水改修工事	SCALE 1:200	設計	石井	石井
		SUBJECT 案内・配置図	DATE 平成23年 2月	検図	構 外 電 機	No. 6
		一級建築士事務所 (株)小林設計事務所 知事登録番号 (ヌ) 第536号	一級建築士 (大臣) 登録番号 第187261号 藤澤一雅			

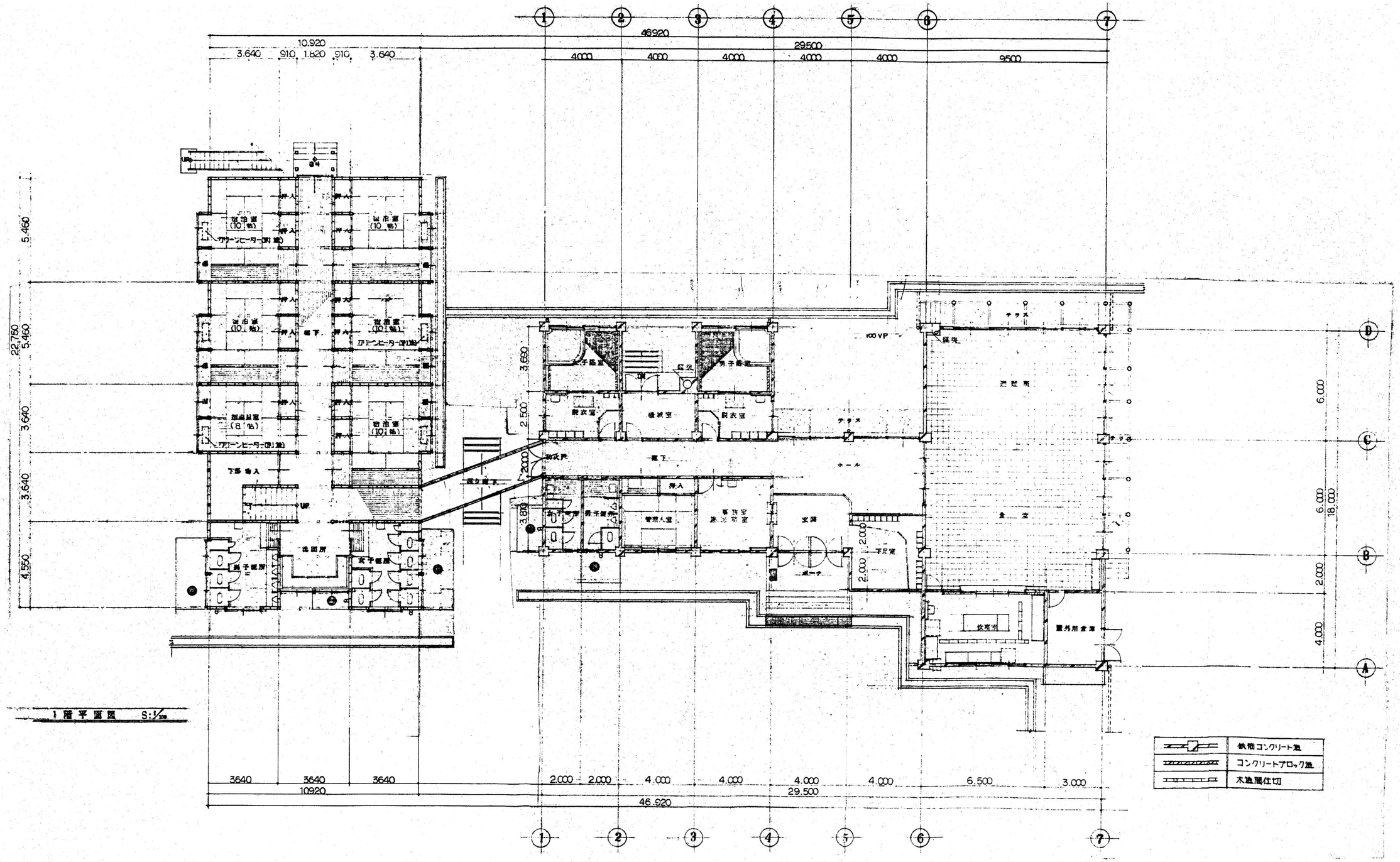
1
2
3
4
5
6
7
A
B
C
D
46920
10.920
3.640
910
1.820
910
3.640
29500
4000
4000
4000
4000
4000
9500
22.750
5.460
5.460
3.640
4.550
3.690
2.500
2.000
3.800
6.000
18.000
2.000
4.000
2.000
2.000
男子脱衣室
女子脱衣室
脱衣室
機械室
脱衣室
男子便所
女子便所
男子便所
女子便所
洗面所
下部 吹入
吹抜
ホール
階下
階下
管理人室
事務室
兼 放送室
玄関
下足室
倉庫
倉庫
倉庫

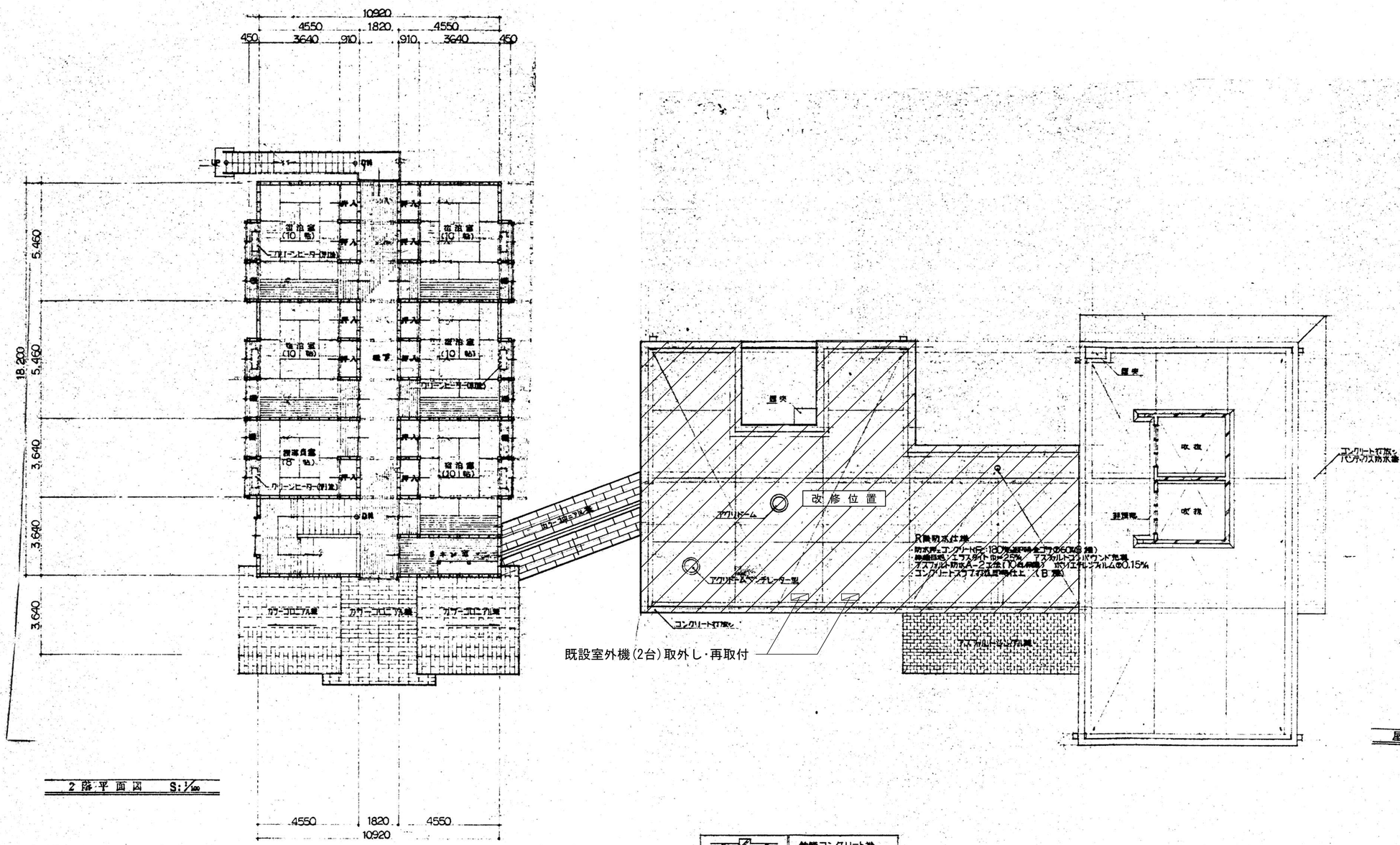

2階平面図 S:1/100

屋根伏図 S:1/100

	鉄筋コンクリート造
	コンクリートブロック造
	木造間仕切

三条市	株式会社 小林設計事務所 新潟県三条市南新保15番7号 TEL 0256 (32) 6237 (代)	TITLE グリーンスポーツセンター屋上防水改修工事	SCALE 1:100	原尺	縮小	拡大
		SUBJECT 既存2階平面・屋根伏図	DATE 平成23年 2月	設 構 外 電 機	No. 8	
		一級建築士事務所 (株)小林設計事務所 知事登録番号 (ヌ)第536号	一級建築士(大臣)登録番号 第187261号 藤澤一雅			

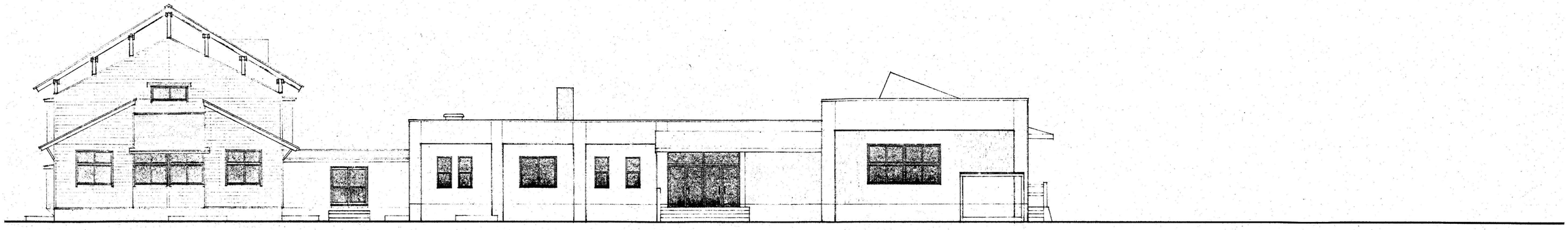

西側立面図　S:1/100

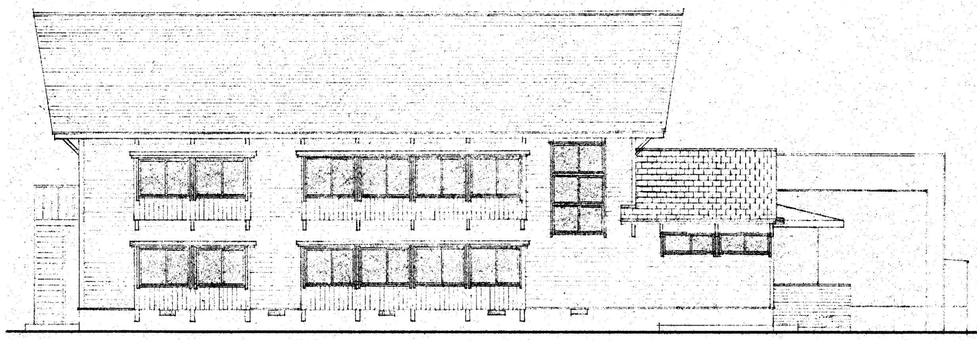

北側立面図　S:1/100

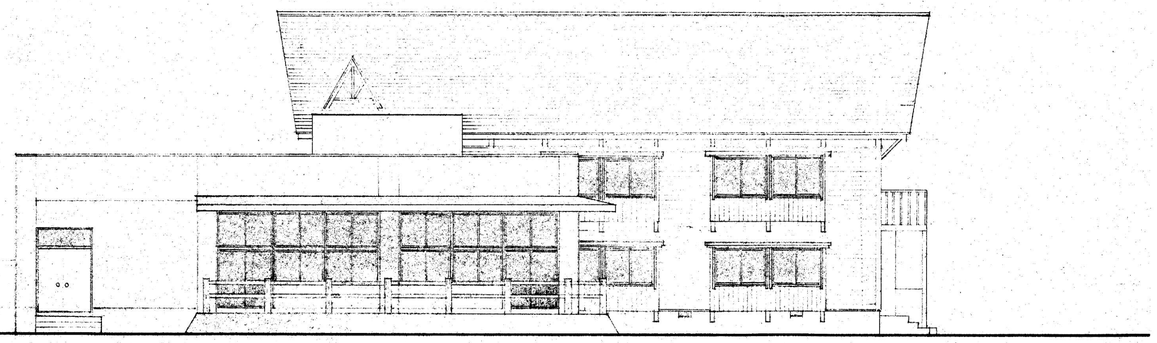

南側立面図　S:1/100

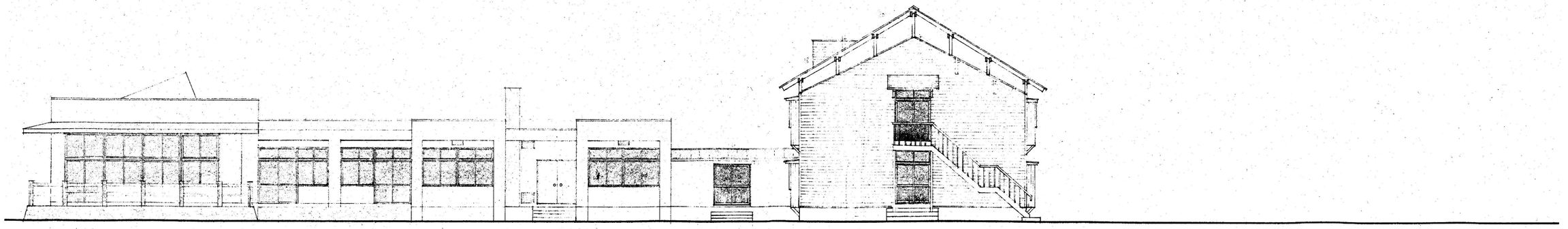

三条市

株式会社　小林設計事務所
新潟県三条市南新保15番7号　TEL 0256（32）6237（代）

TITLE
グリーンスポーツセンター屋上防水改修工事

SUBJECT
既存立面図

SCALE
1：100

DATE
平成23年 2月

図面 | 構造 | 外 | No. 9
電 | 機

一級建築士事務所　㈱小林設計事務所 知事登録番号（ヌ）第536号　一級建築士（大臣）登録番号　第187261号　藤澤一雅

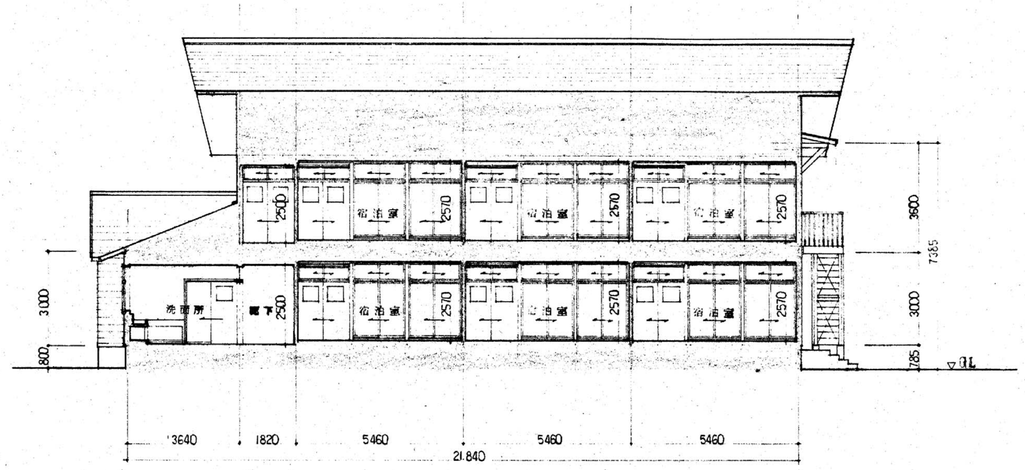

断面図 S:1/100

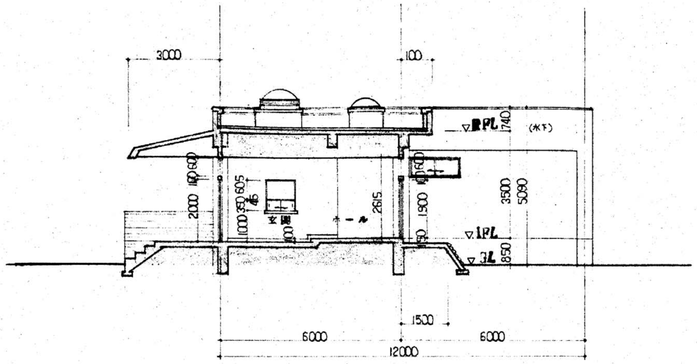

断面図 S:1/100

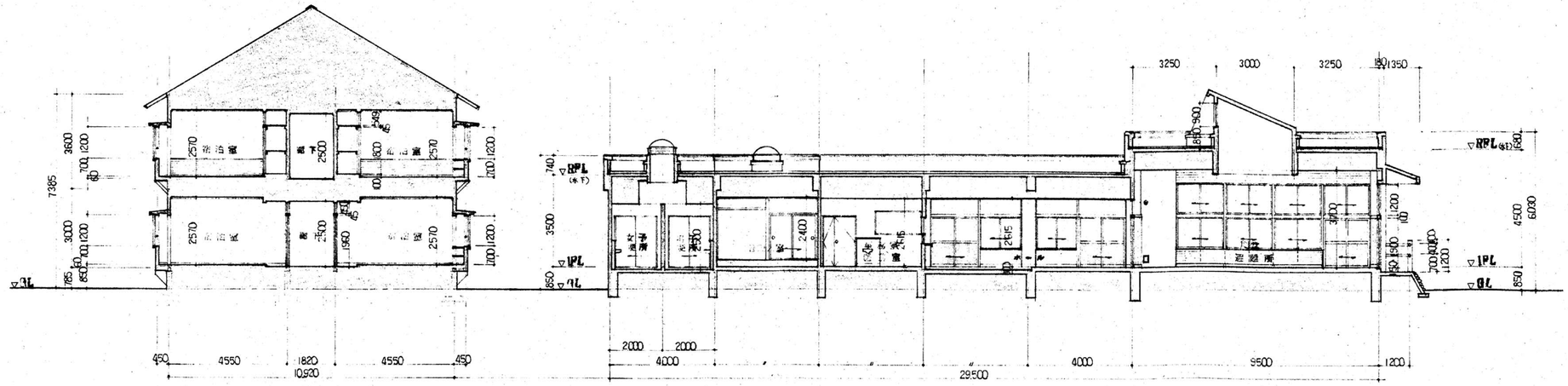

断面図 S:1/100

三条市	株式会社 小林設計事務所 新潟県三条市南新保15番7号 TEL 0256（32）6237（代）	TITLE グリーンスポーツセンター屋上防水改修工事	SCALE 1：100	設計	作図
		SUBJECT 既存断面図	DATE 平成23年 2月	構造 外 電機	No. 10
		一級建築士事務所 (株)小林設計事務所 知事登録番号（ヌ）第536号	一級建築士（大臣）登録番号 第187261号 藤澤一雅		